

平成25年度 第1回東大阪市中小企業振興会議

次第

と き 平成25年7月29日(月)午後2時

ところ クリエイション・コア東大阪 南館

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 議事
 - (1) 東大阪市中小企業振興会議の進め方について
 - (2) 東大阪市の中小企業の現状について
 - (3) 経済施策について
 - (4) 検討テーマの設定について
 - (5) 会議の公開について
- 6 経済部長あいさつ
- 7 閉会

東大阪市の中小企業振興のフレーム

資料1-1

第2次総合計画 後期基本計画

将来都市像（平成32年）
「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」

【基本理念】

1. 人間尊重のまちづくり
2. 市民参加のまちづくり
3. 豊かさを創造するまちづくり

【施策の大綱】

1. 市民が主体となったまちづくり
2. 市民文化を育むまちづくり
3. 健康と市民福祉のまちづくり
4. 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり
5. 安全で住みよいまちづくり

第21節 モノづくりが元気なまち

- 1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します
- 2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます
- 3 モノづくり企業の販路開拓を支援します
- 4 地域経済の連携、交流に取り組みます

第22節 買い物しやすいまち

- 1 特色ある商業集積地域づくりを支援します
- 2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します
- 3 地域資源の活用で集客力を強化します
- 4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

第23節 農業と農地空間を大切にすまち

- 1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます
- 2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します
- 3 農業と農地空間の担い手を育てます
- 4 農地空間の持つ価値や機能を生かします
- 5 有害鳥獣被害への対策を進めます

第24節 産業活動にとって魅力のあるまち

- 1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます
- 2 金融面から産業活動を支援します
- 3 経済施策情報を分かりやすく発信します
- 4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します

第25節 雇用が安定し、働きやすいまち

- 1 働きがいのある労働環境づくりを支援します
- 2 安心して働ける労働環境づくりを支援します
- 3 若者の就業を支援します
- 4 就職に困っている人の雇用を促します
- 5 高齢者の生きがい就労を支援します

部門別計画に基づく事業展開

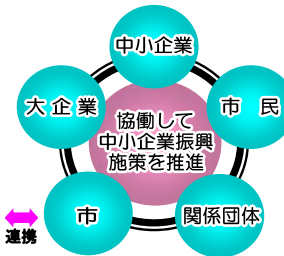
重点事業

実施計画事業
市政マニフェスト事業

東大阪市中小企業振興条例

中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにするとともに、本市が市内中小企業を重視し、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして位置づけ、中小企業振興に関する施策を総合的に推進

【基本理念】



【中小企業振興のための施策】

1. 産業集積の活性化及びネットワークの強化
2. 住工共生のまちづくり
3. 販路拡大
4. 経営資源の強化
5. 人材の育成・事業承継
6. 資金調達の円滑化
7. 創造的な事業活動の促進
8. グローバル化
9. 労働環境の整備
10. 情報発信

東大阪市中小企業振興会議

振興会議の設置（第10条）

事業者、市民、学識経験者、関係団体、行政等の幅広い関係者で構成

- ・振興条例の改廃に関する事項
- ・施策の実施等に関する事項
- ・中小企業の振興に係る重要事項

…などについて議論

（振興条例）

地域経済を活性化し豊かで住みよいまちの実現

（総合計画後期基本計画）

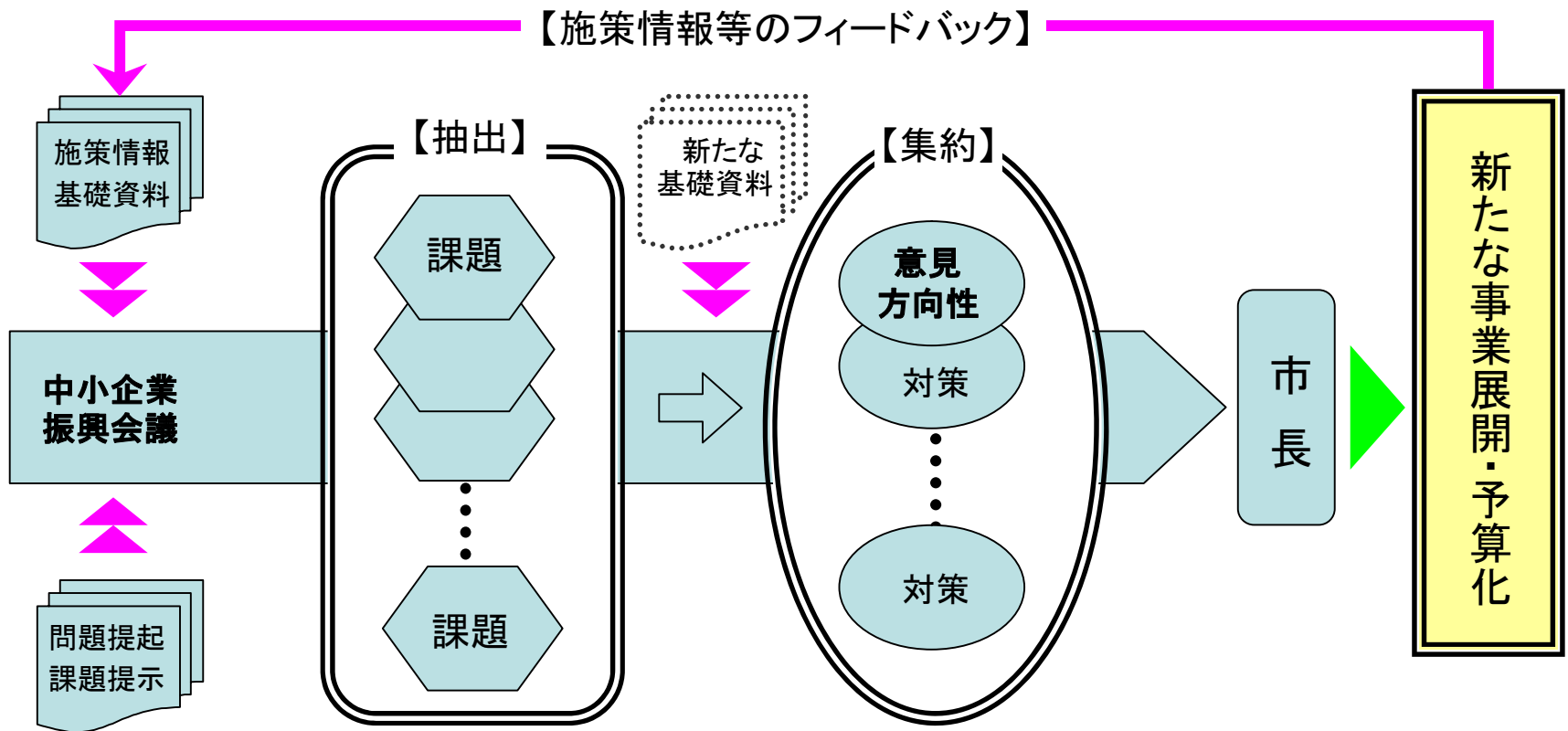
活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

中小企業振興会議の進め方

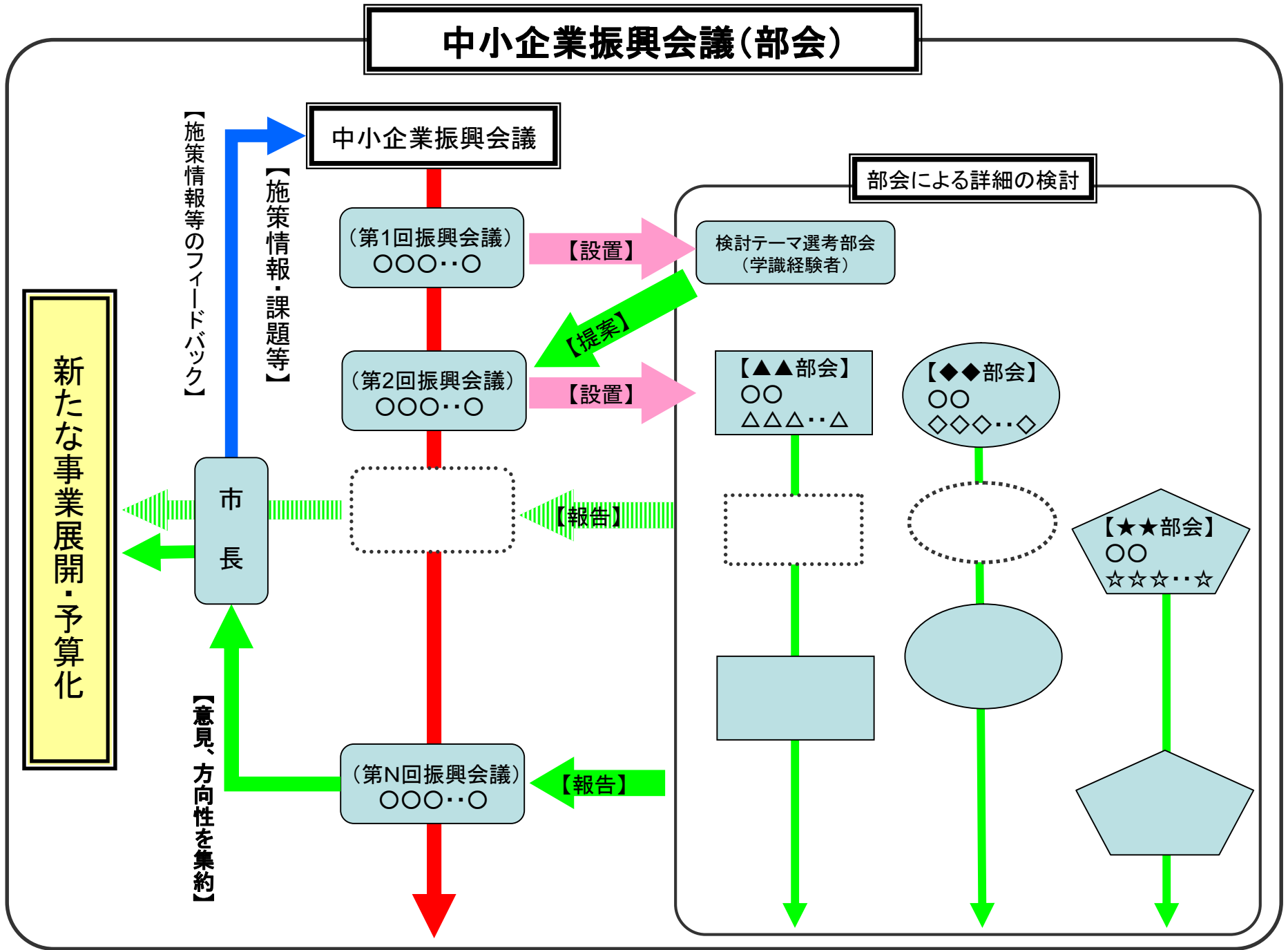
中小企業振興条例 …… 中小企業の振興に関する施策の総合的な推進によって、地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちを実現

条例の改廃、施策の実施等に関する事項、その他の中小企業の振興に係る重要事項について審議 ⇒ 市長に意見

工業、商業、農業、サービス、流通、建設、金融、労働など各産業について議論 ⇒ 学識経験者・有識者、事業者、関係団体、行政、公募市民により構成



中小企業振興会議(部会)



新たな事業展開・予算化

【施策情報等のフィードバック】

【施策情報・課題等】

市長

【意見、方向性を集約】

中小企業振興会議

(第1回振興会議)
○○○・○

(第2回振興会議)
○○○・○

(第N回振興会議)
○○○・○

【設置】

【提案】

【設置】

【報告】

【報告】

部会による詳細の検討

検討テーマ選考部会
(学識経験者)

【▲▲部会】
○○
△△△・△

【◆◆部会】
○○
◇◇◇・◇

【★★部会】
○○
☆☆☆・☆

「平成 2 5 年度中小企業振興会議スケジュール」(案)

平成 2 5 年 7 月 2 9 日 第 1 回振興会議

委員委嘱（正副会長選出）
市の施策説明
基礎資料説明（市内中小企業の現状、景況等）

平成 2 5 年 8 月 2 6 日 検討テーマ選定部会の開催

中小企業振興会議において取り組むべき課題

平成 2 5 年 9 月 2 6 日 第 2 回振興会議

中小企業振興会議において取り組むべき課題（決定）

各部会の開催

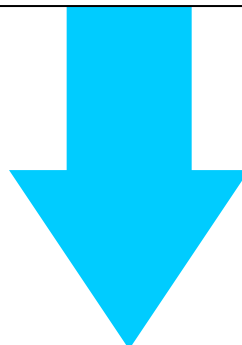
課題に対する基礎資料説明

平成 2 5 年 1 0 月下旬～ 各部会の開催

課題に対する追加資料説明
課題への対策の検討

平成 2 6 年 2 月 第 3 回振興会議

各部会からの中間報告



東大阪市中小企業振興条例

緑豊かな生駒山のふもとに位置する本市のモノづくりの起源は古く、すでに弥生時代には、銅鐸や銅剣などの青銅器鋳物が盛んに造られていました。その歴史と経験に培われた情熱と技術は、大和川の付替えや新田開発などを経て、河内木綿産業や今に続く伸線産業などの地場産業を発展させ、およそ2,000年後の現代に受け継がれました。やがて本市には、多くの製造業が集積することとなり、それが商業、農業、建設業、運輸業その他の産業の活性化にも大きな影響を与えてきました。そして、本市は、我が国の経済の発展をも支える多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」・「モノづくりのまち」として、全国的にも確固たる地位を築きあげてきました。

このように、小規模企業者を中心とする本市の中小企業は、地域経済を支える本市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です。

本市が「夢と活力あふれる元気都市」として発展し続けるためには、中小企業者、大企業者、市民、関係団体そして市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して、本市の中小企業の振興に総合的に取り組むことが必要不可欠です。

ここに、中小企業の振興を市政の重要な柱として位置付けるとともに、本市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、小規模企業者を中心とした本市における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念及び施策等を定め、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

4 この条例において「関係団体」とは、経済団体、金融機関、大学等、特定非営利活動法人その他の中小企業の振興に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が、中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、大都市圏に立地する産業集積の拠点という本市の地域特性を生かした施策により推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、国、大阪府その他の公共団体(以下「国等」という。)との連携を図りながら、推進されなければならない。

(中小企業者の努力)

第4条 中小企業者は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成、従業員の福利厚生の実現等を図るとともに、第9条に定める施策(以下「施策」という。)を積極的に活用し、その推進に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会の一員として、豊かで住みよいまちの実現に配慮するとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員として、中小企業者との共存共栄のもとに、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済を活性化し、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の理解及び協力)

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、施策の推進及び中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、必要な調査を行い、施策を実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関し、国等との連携並びに中小企業者、大企業者、市民及び

関係団体の協働の推進に努めるものとする。

- 4 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業の振興に関する施策)

第9条 第1条に定める目的を達成するために、本市が総合的に推進すべき中小企業の振興に関する施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の産業集積を活性化し、ネットワークを強化するための施策
- (2) 中小企業者の操業環境を確保し、市民の住環境との調和を推進するための施策
- (3) 中小企業者の販路を拡大するための施策
- (4) 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- (5) 中小企業者の人材を育成し、事業承継を円滑化するための施策
- (6) 中小企業者の資金調達を円滑化するための施策
- (7) 中小企業者の創造的な事業活動を促進するための施策
- (8) 中小企業者のグローバル化を支援するための施策
- (9) 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- (10) 中小企業者の魅力等の情報を発信するための施策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(振興会議)

第10条 本市に、東大阪市中企業振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

- 2 振興会議は、この条例の改廃に関する事項、施策の実施等に関する事項その他の中小企業の振興に係る重要事項を審議する。
- 3 振興会議は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(実施状況の公表等)

第11条 市長は、毎年度、施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

- 2 市長は、前項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

東大阪市中小企業振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市中小企業振興条例（平成25年東大阪市条例第4号）第10条第4項の規定に基づき、東大阪市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）の組織、運営その他振興会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 振興会議は、委員25人以内で組織する。

2 振興会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の中小企業者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 本市の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員及び臨時委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 振興会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 振興会議は、部会の議決をもって振興会議の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「振興会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 振興会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第2条第3項の規定による委嘱又は任命後最初の振興会議の招集及び会長が選出されるまでの間における振興会議の運営は、市長が行う。

東大阪市の中小企業の現状等について

第1回東大阪市中小企業振興会議

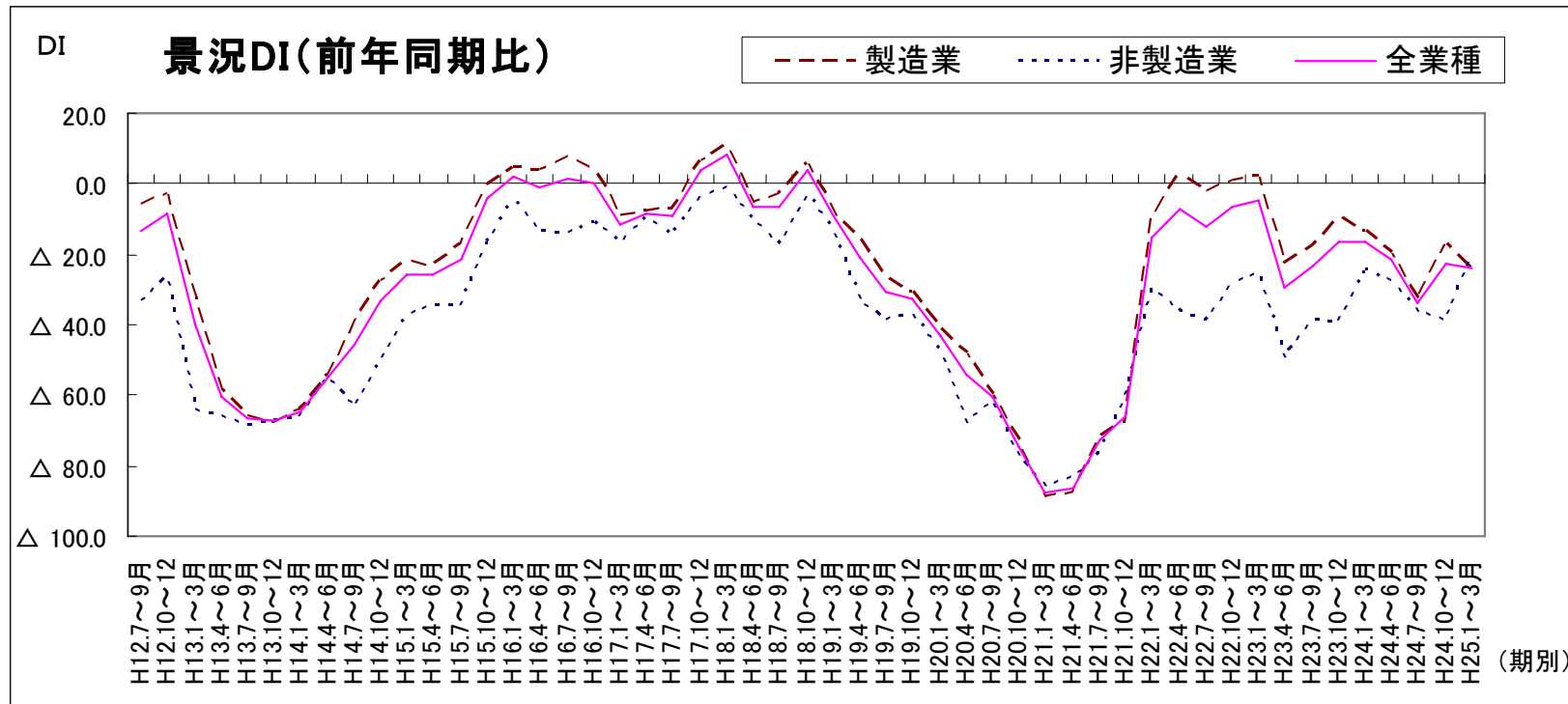
平成25年7月29日

東大阪市内経済の現状

○市内経済の現状

- ・リーマンショック後(H21年1-3月期):全業種▲87.9 製造業▲88.6 非製造業▲86.1
- ・東日本大震災後(H23年4-6月期):全業種▲29.4 製造業▲22.6 非製造業▲49.5
- ・海外情勢の悪化(H24年7-9月期):全業種▲34.0 製造業▲33.2 非製造業▲36.1

景況DIの推移



出典：経済部「市内中小企業動向調査報告」

東大阪市の中小企業の現状

○東大阪市の事業所数と従業員数

- ・従業員30人未満の事業所が9割
- ・事業所数: 製造業7,130件(24.8%) 卸売・小売業6,993件(24.3%) サービス業他6,092件(21.2%)
- ・従業員数: 製造業68,566人(27.2%) 卸売・小売業61,199人(24.3%) サービス業他55,191人(21.9%)

規模別事業所数・従業者数

単位: 件、人

	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1～4人	17,122	59.5%	37,482	14.9%
5～9人	5,636	19.6%	36,745	14.6%
10～19人	3,297	11.5%	44,993	17.8%
20～29人	1,137	4.0%	26,891	10.7%
30人以上	1,529	5.3%	106,086	42.1%
派遣従業員のみ	43	0.1%	0	0.0%
総数	28,764	100.0%	252,197	100.0%

出典: 「H21経済センサス基礎調査」

ただし一部分類は省略し表記している。

- ・運輸・情報・通信業(情報通信業+運輸業、郵便業)
- ・サービス業ほか(学術研究、専門・技術サービス業+生活関連サービス業、娯楽業+教育、学習支援業+医療、福祉+複合サービス業+サービス業)

業種別事業所数・従業者数

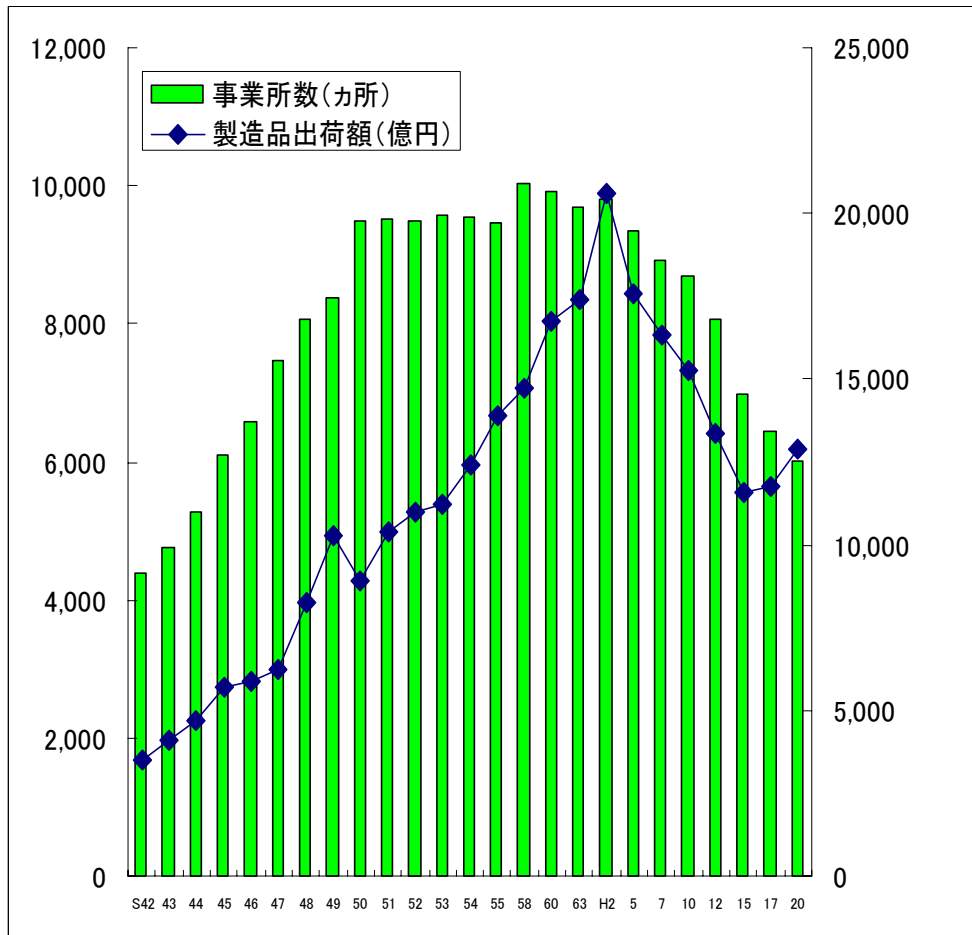
単位: 件、人

	事業所数	構成比	従業者数	構成比
農林漁業	14	0.0%	72	0.0%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	1,782	6.2%	12,191	4.8%
製造業	7,130	24.8%	68,566	27.2%
電気ガス・熱供給・水道業	14	0.0%	917	0.4%
運輸・情報・通信業	1,119	3.9%	22,181	8.8%
卸売・小売業	6,993	24.3%	61,199	24.3%
飲食店等	3,228	11.2%	20,303	8.0%
金融・保険業	318	1.1%	4,438	1.8%
不動産業	2,074	7.2%	7,139	2.8%
サービス業ほか	6,092	21.2%	55,191	21.9%
総数	28,764	100.0%	252,197	100.0%

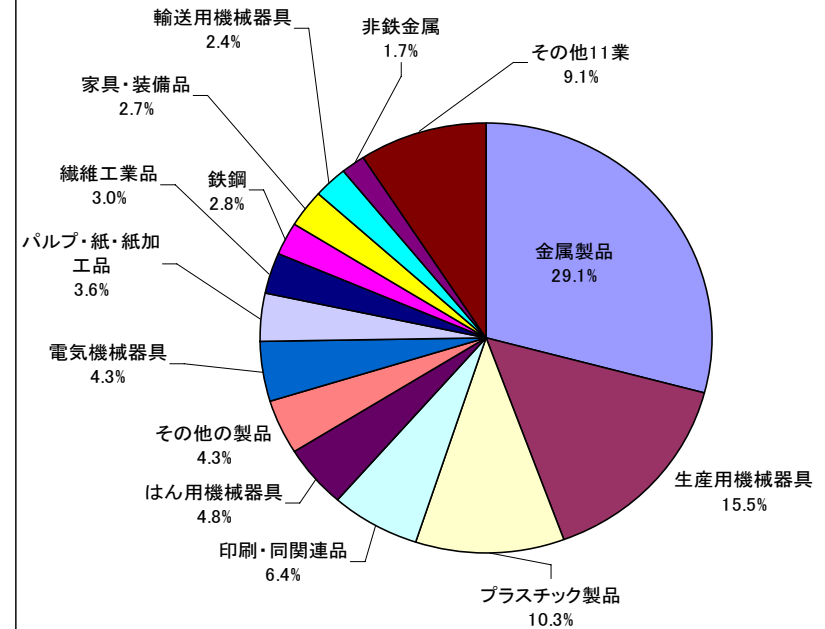
東大阪市の製造業

○本市の製造業

- ・工場数 ピーク時 10,033所 → 6,016所 (▲25%)
- ・製造品出荷額 ピーク時 2兆615億円 → 1兆2,898億円 (▲37%)



○業種別事業所数 (6016事業所)

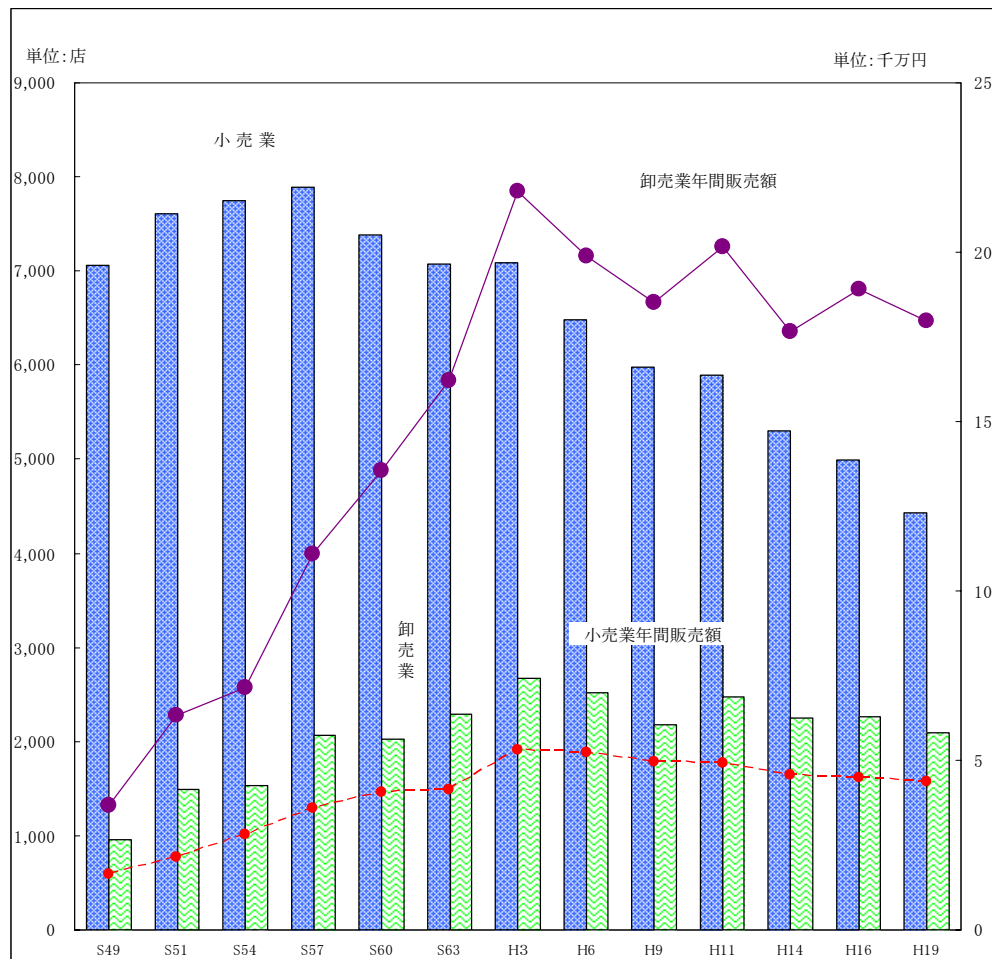


出典：行政管理部「工業統計調査」

東大阪市の卸売・小売業

○本市の卸・小売業

- ・商店数 卸売業 ピーク時 2,672カ所 → 2,096ヶ所 (▲22%)
小売業 ピーク時 7,887カ所 → 4,423ヶ所 (▲44%)
- ・年間販売額 卸売業 ピーク時 2兆1千8百億円 → 1兆7千9百億円 (▲18%)
小売業 ピーク時 5千3百億円 → 4千4百億円 (▲17%)

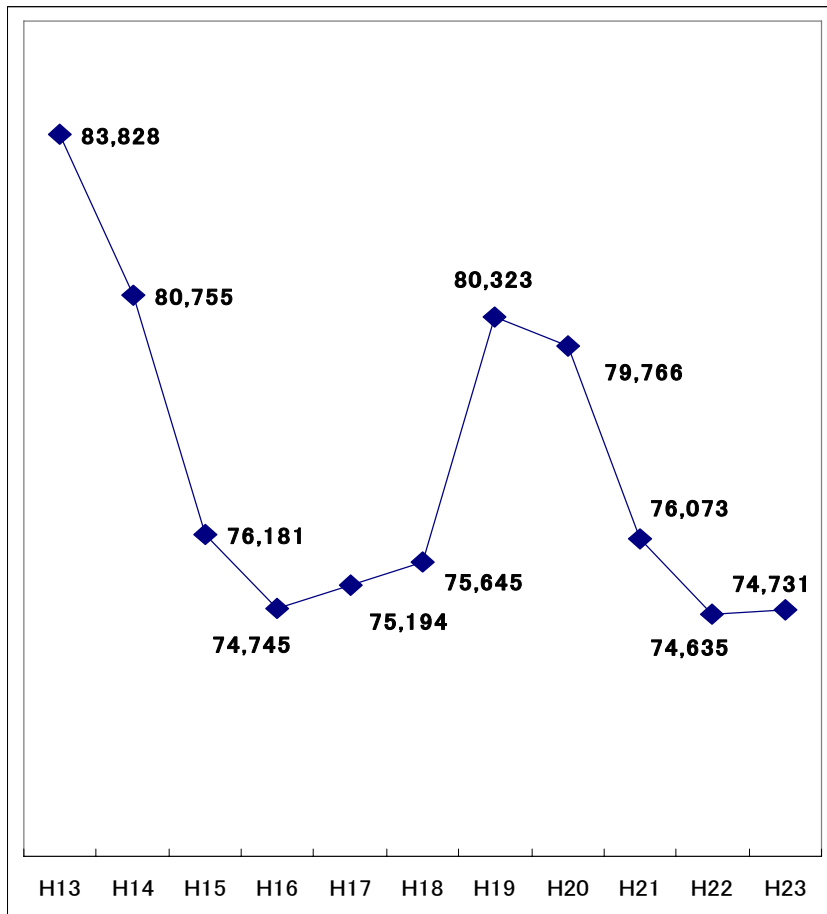


出典：行政管理部「商業統計調査」

東大阪市の財政現状

○市税の推移(平成13年→平成23年)

838億円 → 747億円 (▲11%)

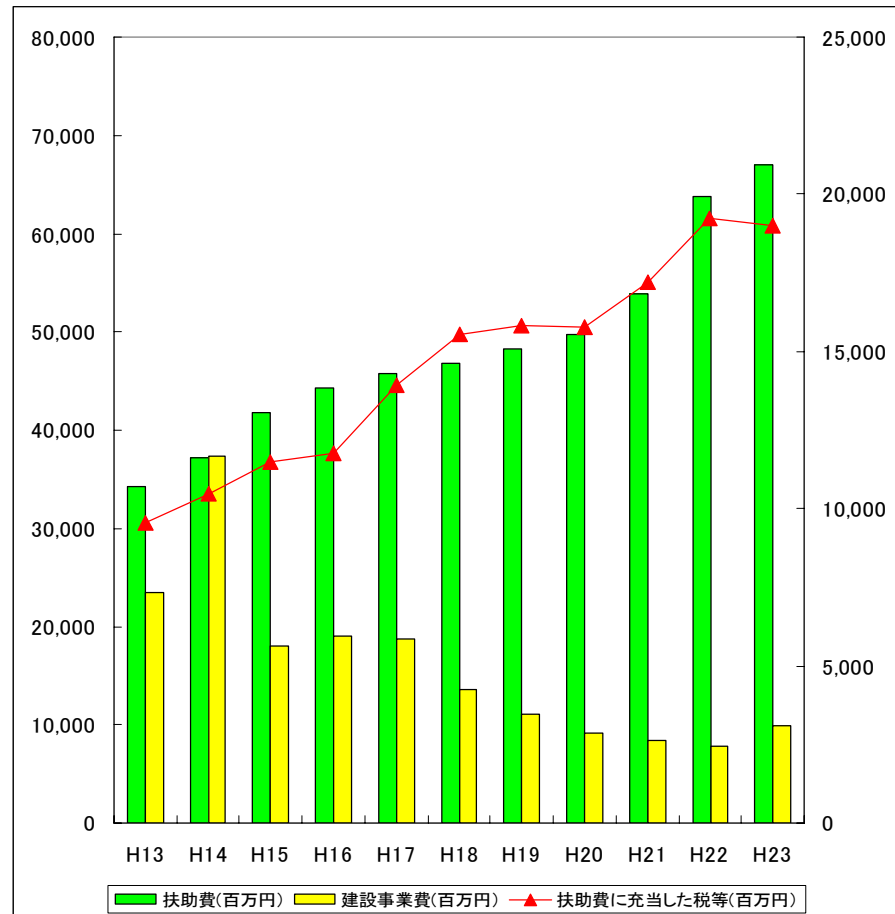


○扶助費・建設事業費の推移(平成13年→平成23年)

扶助費 343億円 → 670億円 (+95%)

扶助費充当した税等 95億円 → 190億円 (+100%)

建設事業費 234億円 → 99億円 (▲58%)



出典:財務部「普通決算カード」

東大阪経済の概要

第 1 回東大阪市中企業振興会議

平成 2 5 年 7 月 2 9 日

東大阪経済の概要

東大阪市は面積が 61.81 km²で大阪府下の市町村では第 9 位の大きさとなっている。

平成 21 年経済センサス¹基礎調査によると、本市の事業所数(民営)は、28,764 件、従業員数は 252,197 人で、ともに大阪府下では大阪市、堺市に次いで第 3 位で、全国でも有数の産業集積地である。

また、全事業所数のうち、製造業の事業所数は 7,013 件で 24.8%、従業者数は 68,566 人で 27.2%を占めており、ともに最も多い産業(大分類)であり、その集積密度は全国 1 位となっている。

ただ、経済センサス以前に実施されていた工業統計調査によると、製造業の事業所数は平成 20 年の調査では 6,016 件で、昭和 58 年の 10,033 件をピークに減少傾向にあり、この状況は今現在も進行形であると思われる。

一方、事業所数を従業者規模別にみると、「1～4 人」規模が 17,122 件で 59.5%を占め、次いで「5～9 人」が 5,636 件で 19.6%であり、従業者 9 人以下の小規模事業所が全体の 8 割を占めており、20 人以下の小規模事業所では 9 割を超えている。

業種別事業所数・従業者数

(単位: 件、人)

	事業所数	構成比	従業者数	構成比
農林漁業	14	0.0%	72	0.0%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	1,782	6.2%	12,191	4.8%
製造業	7,130	24.8%	68,566	27.2%
電気ガス・熱供	14	0.0%	917	0.4%
運輸・情報・通信	1,119	3.9%	22,181	8.8%
卸売・小売業	6,993	24.3%	61,199	24.3%
飲食店等	3,228	11.2%	20,303	8.0%
金融・保険業	318	1.1%	4,438	1.8%
不動産業	2,074	7.2%	7,139	2.8%
サービス業ほか	6,092	21.2%	55,191	21.9%
総数	28,764	100.0%	252,197	100.0%

規模別事業所数・従業者数

(単位: 件、人)

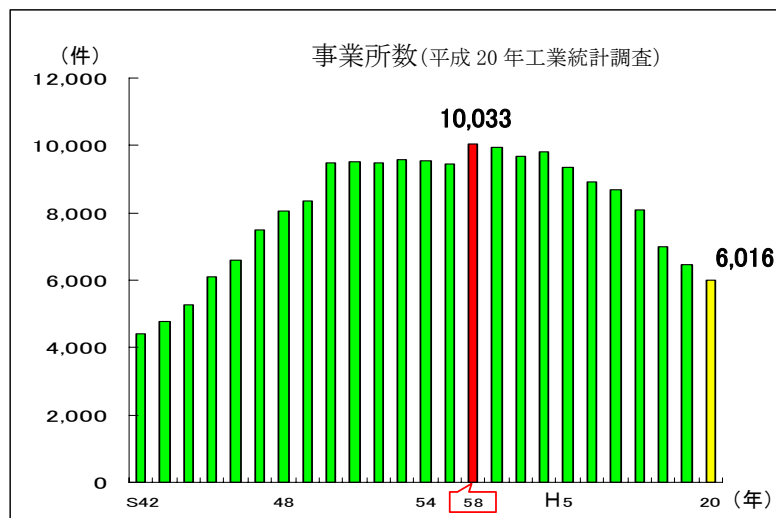
	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1～4人	17,122	59.5%	37,482	14.9%
5～9人	5,636	19.6%	36,745	14.6%
10～19	3,297	11.5%	44,993	17.8%
20～29	1,137	4.0%	26,891	10.7%
30人以	1,529	5.3%	106,08	42.1%
派遣従業員のみ	43	0.1%	0	0.0%
総数	28,764	100.0	252,19	100.0

出典:「H21経済センサス基礎調査」

ただし一部分類は省略し表記している。

・運輸・情報・通信業(情報通信業+運輸業、郵便業)

・サービス業ほか(学術研究、専門・技術サービス業+生活関連サービス業、娯楽業+教育、学習支援業+医療、福祉+複合サービス業+サービス業)



※1 経済センサスは、事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備する目的で、平成 21 年 7 月に基礎調査が、平成 24 年 2 月には活動調査が実施されている。

東大阪市の工業

工業の概況

1. 発展の経過

本市は関西経済の中核都市大阪市と隣接し、低廉な貸し工場の供給や交通網の整備等の有利な条件のもとで全国有数の工業都市として発展してきたが、同時に工場密度の高さが全国一の中小企業の町としても知られている。

本市工業の源は江戸時代の河内木綿から生まれた織物工業で、明治に入り輸入綿の増加により織物工業が衰退すると、鉄線や金網、作業工具、鋳物などの地場産業が発達した。その後第2次大戦以前は大阪の軍需産業の下請けを担う役割をも果たしてきた。戦後はこれらの産業に加えボルト・ナット等の工業が発達し、特に昭和30年代に入ると、大阪市圏の急速な重化学工業化の進展の中で、部品、その他の補給基地として大阪工業圏の一翼を担うまでになった。本市の地場産業は昭和40年代を通じて輸出依存度を強めてきたが、2度のオイルショックを経てわが国の産業構造が大きく変わる過程で本市に占めるシェアを低下させ、今日では製造品出荷額等で本市工業の約10%を占めるにとどまっている。

かわって本市工業の中核を担ったのは、機械金属関連製造業やプラスチック製品製造業で、昭和50年代以降その比率を高め、事業所数で約60%を占めている。

このように長い年月を経て多種多様な業種が集積した本市製造業は、その高度集積を生かし有機的な分業体制によりフレキシブルな生産ネットワークを形成し、わが国製造業の発展に大きく貢献している。

2. 現況

平成3年以降のバブル崩壊の影響から徐々に立ち直りかけていた経済状況であったが、平成20年のリーマンショックに加え、平成23年3月11日の東日本大震災、及びその後の超円高などで長期的な不況や為替の不安定、産業活動のグローバル化により、わが国産業の空洞化が懸念されている中、本市製造業も非常に厳しい状況となっている。

平成20年の工業統計調査(全数調査)によれば、事業所数6,016、従業員数5万8,681人、製造品出荷額1兆2,897億955万円で、平成17年の全数調査と比較すると、事業所数で439事業所、従業員数で2,890人減少し、製造品出荷額で1,125億9,348万円増加している。その中で鉄鋼、情報通信機械、非鉄金属、輸送用機械では製造品出荷額が大きく伸びているが、電機機械器具では各指標ともに減少しており、業種間でばらつきがみられる。

これは超円高などによる長期の不況に伴う生産拠点の海外移転、部品の海外調達単価の切り下げ、さらには国内交通網の整備等の要因による都市型工業の立地優位性の低下により、市内企業の廃業や規模の縮小、市外への転出等が進行した結果によるものと考えられる。

3. 今後の課題

前述したように、大企業を中心とした海外生産の増加や海外からの部品調達や安価な製品流入等に伴い国際的に分業体制もさらに加速していくものと考えられる。

また製造業の先行きの不透明感に加え、3Kイメージによる若者の製造業離れ、とりわけ技能工を中心とした人材不足や経営者の後継者不足は深刻である。このような状況の中で、本市製造業は企業経営が揺るがされかねない危機に直面することも予想される。

しかし本市の製造業は、大企業の参入が困難なニッチ市場を創出し、安定的なシェアを確保している企業や、既存の製品の機能を研究開発によって高め、製品の高度化、高付加価値化を品質面、機能面から追求し、最先端分野において大きなシェアを誇っている企業や立地メリットを生かし、国内市場をターゲットにして短納期対応で成功している企業も多い。

今後とも市内製造企業が有している活力を維持し新たな発展を図るためには、これからの企業群を中核に生産のグローバル化の進展に対応していくことが急務であり、市内製造業者が将来にわたって安定的に操業していける住工共生のまちづくりを目指しながら新製品、新技術の開発、人材の育成と確保、営業力の強化等に取り組むことが求められている。

東大阪市の商業

商業の概況

(卸売業)

1. 発展の経過

本市の卸売業は、昭和 40 年代以降、長田、荒本地区を中心に機械卸売団地や紙文具団地などの卸売団地が本市に相次ぎ造成されたことが発展の契機となった。これらの卸売団地は、当時高度経済成長期の急速な卸売需要の拡大に、西日本最大の商業都市大阪市の卸売機能が限界に達したことを受けて大阪府が造成したものである。これらの卸売団地の造成とともに中央環状線や中央大通り、阪神高速道路、近畿自動車道などが開通したことにより、本市から大阪市内都心部と大阪の南北への交通アクセスが大幅に改善され、そのことが大阪市内から本市への卸売業の進出をより一層促す結果となった。中でもこれら道路が交差し、トラックターミナルや流通倉庫を擁する本市の長田、荒本地区は、大阪の物流と卸売の新たな拠点地域となった。

その結果、本市の卸売業は、商店数及び従業者数が大阪市に次いで府下 2 位(平成 19 年商業統計調査結果)に位置するまでになっている。

2. 現況

平成 19 年の商業統計調査によると、商店数は 2,096 店、従業者数は 2 万 5,593 人、年間販売額は 1 兆 7,963 億円となっている。平成 19 年と平成 16 年の商業統計の比較から経年推移をみると、従業者数で 3.8%、商店数では、7.4%、年間商品販売額では 5.0%の減少となっている。

3. 今後の見通しとその課題

卸売業は流通機構の中心的存在であり、メーカーと小売とをつなぐ大きな役割を担っていた。しかし、卸売業を取り巻く経営環境は、販売先の業況不振などに加え、構造的問題として、卸売業以外の産業による卸売機能への進出などにより厳しくなっている。このため、この厳しい環境変化の中で、生き残り戦略や成長・発展戦略を効率的に取組むことが必要となっている。今後、IT 関連の業務システムの導入・物流効率化・小売店の全面的支援(リテールサポート)への取組の強化など、確固たるビジネスモデルを構築することにより、さらなる発展を遂げる可能性がある。

(小売業)

1. 発展の経過

本市の小売業は、JR 学研都市線、近鉄奈良線、大阪線沿線を中心に都市の形成が進み、各駅前を中心に商店街が、また住宅地域には小売市場が形成され商業の集積が進んだ。

高度経済成長期の急激な人口の増加を背景として各駅前を中心に一層の集積が進み、また昭和 40 年代以降は総合スーパーや量販店等の大規模小売店舗が多数立地するようになり、本市の小売業は大きく発展した。

しかし昭和 45 年、近鉄奈良線の難波延伸以降、市内人口の停滞とも相まって沿線各駅の乗降客が減少し、布施駅前をはじめ本市小売業は広域機能が低下し、近年市内商店街は地域型ないし近隣型のものとなりつつある。また商店街や小売市場での売上高の減少や空き店舗の増加、経営者の高齢化や後継者難などの問題が顕在化してきている。

2. 現況

平成 19 年の商業統計調査によると、商店数は 4,423 店、従業者数は 2 万 8,127 人、年間商品販売額は 4,394 億円となっており、府下では大阪市、堺市に次いで第 3 位を占める有数の商業都市である。平成 19 年と平成 16 年の商業統計の比較を中心に経年推移をみると、昭和 57 年の商業統計調査をピークに商店数の減少傾向が続いており、特に小規模店の減少が顕著になっている。このような小規模店の減少は、経営基盤の近代化のおくれや消費者ニーズへの対応ができなかったことによるところが大きい。後継者難による廃業も多いものと見られている。

そうした中で、これまで地域コミュニティの中核的な役割を担ってきた商店街や小売市場にも、活性化に向けた動きが見られる。すなわち、アーケードや街路灯、防犯カメラ設置などの安全で安心して買物ができる環境の整備、イベントの開催によるにぎわいづくりや空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置運営、あるいはセルフ化への業態転換を果たした小売市場の活性化事業など様々な取り組みが進められてきている。

3. 今後の見通しとその課題

平成20年3月にJRおおさか東線が開通し、結節点となるJR高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅と本市に新たに4つの駅が誕生した。また、平成21年3月には阪神なんば線が開通（阪神西大阪線が延伸し、近鉄奈良線と直結）し、神戸との往来にかかる利便性が向上し、交通環境が大きく変化している。さらに、大阪市や八尾市といった隣接市に大型商業施設がオープンするなど、本市を取り巻く商業環境は今後も大きく変化することが見込まれる。

このような社会情勢や商業を取り巻く経済状況の変化とともに、市内商業集積地では店舗の入れ替わりや新たなまちづくりの動きが現れるなど、大きな変化が進んでいる。

そこで、今後の地域商業振興施策の指針となすことを目的に、また市内商業の一層の振興を図っていくために今後10年間（平成32年）を見据えた「東大阪市商業振興ビジョン」を平成22年2月に策定し、地域生活拠点である商業集積地域の魅力と活力の再生を基本目標に掲げ3つの基本方向（地域密着型支援の強化、元気グループ推進型支援の強化、地域資源活用・広域集客型支援の強化）に基づく商業振興施策に取り組むことが求められている。

東大阪市の観光

1. 市内観光の概要

本市の観光は東部に金剛生駒国定公園に指定された風光明媚な生駒山系を持ち、この山系一帯は府民の憩いの場として、府民の森「くさか園地」「ぬかた園地」「なるかわ園地」を中心に気軽に楽しむことのできるハイキングコースが整備されている。これらのコースは、都市化のなかで直接自然や文化財にふれ、森林浴やバードウォッチング等に汗を流すことのできる格好の場で、利用者は年々増加している。

また、歴史的な文化財にも恵まれ、石切剣箭神社、枚岡神社などをはじめとした歴史的な観光資源が多数残されている。一方、市内には鴻池新田会所、ラグビーのメッカといわれる花園ラグビー場をはじめ、文化発信拠点として期待される司馬遼太郎記念館、モノづくり支援拠点のクリエイション・コア東大阪が開設され、多くの人々が本市を訪れている。

2. 今後の取り組みと課題

平成20年10月1日「観光立国」の推進体制の強化するため国土交通省の外局として観光庁が設立され、また平成25年4月1日「大阪の観光戦略」を進めるため大阪観光局が設立された。観光振興は、来訪者数・宿泊者数の増加による経済効果、新たな観光関連産業の振興と地域の活性化、交流を通じたにぎわいづくりによる生活の質的向上の効用をもたらす。国内のみによる交流に加えて今後は海外からの来訪者にも焦点を当てた観光施策の展開が必要である。

東大阪市の労働雇用

1. 労働雇用の概況

本市では、新規学卒者に対する合同企業説明会の開催などの人材確保事業をはじめ、勤労者福祉の向上、労働安全衛生の確立、未組織労働者の組織化、勤労者をはじめ広く市民の福祉の向上のための余暇利用など、本市の労働雇用施策は一定の成果を上げてきた。

また、中高年齢者に対する雇用の創出や、高齢者の生きがい就労の支援、就職困難者に対する地域就労支援事業にも積極的に取り組んでいる。

しかしながら、障害のある人や一人親家庭の母親などの就職困難者に対しての就労支援の取り組みについては、まだ十分とは言えず、若年既卒者に対する就労支援の取り組みも始まったばかりである。

2. 課題と今後の取り組み

雇用が安定することによって生活が安定し、仕事を通じた社会貢献や生きがいを感じることで暮らしが充実することから、社会の発展にとって雇用の安定は欠かすことのできない要素である。

今後は、中高年齢者や就職困難者をはじめ、さまざまな層の職業能力を向上させるとともに、だれもが働きやすい労働環境を整える必要がある。

さらに、フリーターなど、正規就労につけていない若年者層と、若手人材の確保が難しくなっている製造業を中心とした市内中小企業をつなぐための取り組みも必要となっている。

東大阪市の農業

1. 農業の概況と課題

本市の農業は年々都市化の波に押され、農家数、経営耕地面積とも減少を続けているが、都市近郊農業の特色を生かしつつ、軟弱野菜の生産や花卉栽培に見られるように特産的な農業の経営が比較的安定した形態を示している。しかし農業用施設（用排水路）への不法投棄や経年劣化により、用排水路の整備による農業基盤づくりが必要と思われる。一方で、農業経営の困難さや、就業者の高齢化もあり、後継者・担い手育成が課題となっている。

* 農業センサス（平成 22 年）によると総農家数は 689 戸で平成 2 年時の 1366 戸からほぼ半減しており、農地面積（固定資産税台帳調）でも平成 25 年度 239ha（平成 22 年度 250ha）、平成 2 年度 500ha と半減している。

2. 今後の取り組み

都市における農地は、新鮮な農産物を安定的に供給する役割を担うばかりだけでなく、豪雨時における洪水防止等の役割を果たす保水機能、災害時の避難空間にも役立ち、緑地空間として市民にうるおいとやすらぎを与える機能も有していることから、農業振興施策を通じて、農地の保全・活用を図っていく。

* 平成 21 年 5 月から始動したファームマイレージ運動は、消費者・生産者・実需者が一体となって地産地消の推進により東大阪市内の農業・農地を守ることを目的としており、具体的には消費者が市内 JA の直売所・朝市で購入したエコ農産物を一定数集めると、農地を守ったお礼としてエコ農産物と感謝状が贈呈される仕組みとなっており、地産地食の推進とエコ農産物生産者の増加（大阪府下 1 位）に繋がっている。

（推進母体：東大阪市農業振興啓発協議会：JA グリーン大阪・JA 大阪中河内・大阪府中部農と緑の総合事務所・大阪府北部農業共済組合・東大阪市農業委員会・経済部で組織）

* 市民の市内農業への意識を高め、市民・消費者と農家が共になって市内農業を守り育てていく事業を、「食育」の観点も併せた事業として取り組む。

* 農地の守り手・担い手支援として定年帰農者・青年帰農者・農家女性を対象とした支援事業などを進めていく。

「東大阪市中小企業振興条例にかかる 中小企業の振興に関する施策」

平成25年7月
経済部

東大阪市第2次総合計画後期基本計画

中小企業のまち
東大阪市

部門別計画 第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

第21節 モノづくりが元気なまち

- 4-21-1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します
- 4-21-2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます
- 4-21-3 モノづくり企業の販路開拓を応援します
- 4-21-4 地域経済の連携、交流に取り組みます

第22節 買い物しやすいまち

- 4-22-1 特色ある商業集積地域づくりを支援します
- 4-22-2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します
- 4-22-3 地域資源の活用で集客力を強化します
- 4-22-4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

第23節 農業と農地空間を大切にすまち

- 4-23-1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます
- 4-23-2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します
- 4-23-3 農業と農地空間の担い手を育てます
- 4-23-4 農地空間の持つ価値や機能を生かします
- 4-23-5 有害鳥獣被害への対策を進めます

第24節 産業活動にとって魅力のあるまち

- 4-24-1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます
- 4-24-2 金融面から産業活動を支援します
- 4-24-3 経済施策情報を分かりやすく発信します
- 4-24-4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します

第25節 雇用が安定し、働きやすいまち

- 4-25-1 働きがいのある労働環境づくりを支援します
- 4-25-2 安心して働ける労働環境づくりを支援します
- 4-25-3 若者の就業を応援します
- 4-25-4 就職に困っている人の雇用を促します
- 4-25-5 高齢者の生きがい就労を応援します

第2部 市民文化を育むまちづくり

第8節 多くの国・地域や二つの交流が育まれるまち

- 2-8-5 東大阪市の魅力をつくり、発掘し、発信します

第5部 安全で住みよいまちづくり

第27節 危機や災害への備えが万全なまち

- 5-27-2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます

第9条 中小企業の振興に関する施策

- 1 中小企業者の産業集積の活性化及びネットワークを強化させるための施策
- 2 中小企業者の操業環境の確保及び市民の住環境との調和を推進するための施策
- 3 中小企業者の販路拡大のための施策
- 4 中小企業者の経営資源を強化するための施策
- 5 中小企業者の人材の育成・事業承継に関する施策
- 6 中小企業者の資金調達の円滑化を促進させるための施策
- 7 中小企業者の創造的な事業活動の促進のための施策
- 8 中小企業者のグローバル化のための施策
- 9 中小企業者の労働環境を整備するための施策
- 10 中小企業者の魅力等の情報発信を行うための施策

市政マニフェスト(平成25年度版)抜粋

中小企業が元気なまちづくり

ーメイドイン・ジャパンを超える東大阪ブランドづくりを支援ー

- 39-3 知的財産の活用を推進し、市内企業がつくり出す製品の高付加価値化を促します。
- 39-4 市内企業がつくり出す製品の高付加価値化を更に高めるとともに、「モノづくりのまち東大阪」で生み出されるデザイン製品を、世界に向けて発信します。
- 39-5 市内企業がつくり出す最終製品を「東大阪ブランド製品」として認定し、国内外へ向け効果的、総合的に情報発信するとともに、「モノづくりのまち東大阪」の企業の優位性や「東大阪ブランド製品」が広く認知されるような取り組みを進めます。
- 39-6 ものづくりに対する興味を抱いてもらうため、子どもの頃からものづくりに触れることのできる機会を提供します。
- 40-1 産業技術支援センターの計画的な機器整備を進めます。
- 40-2 クリエイション・コア東大阪が「ものづくり支援拠点」として一層活用されるよう、連携強化と機能充実を図ります。
- 41-1 若者が働くことに魅力を感じ、市内企業の担い手となるよう、若年者の就職、常用雇用を支援します。
- 41-2 ニート、ひきこもり状態の若者の職業的な自立に向け、きめ細やかに支援します。

暮らしやすいまちづくり

ー商店街が賑わう、元気はつらつ便利なまちづくりー

- 22-1 商業集積地における地域商業振興の担い手づくりと、商業者自らが施策メニューを利用できる体制づくりを支援し、地域の資源や人材を活かした地域に密着した商店街づくりを進めます。
- 22-2 商店街が自ら空き店舗を活用して取り組む、チャレンジショップや商店街の魅力を高めるための店舗開設等を支援します。
- 23-3 東大阪観光協会等の関係団体と連携し、本市の新たな観光資源の発掘やPRに取り組むとともに、「東大阪物産観光まちづくりセンター」等を活用し積極的に市の魅力情報を発信します。

人に優しいまちづくり

ー子ども、高齢者、障害のある人を支える地域づくりー

- 28-3 商店街とその周辺で活動するまちづくり団体が共同実施する「まちづくり活動(高齢者または障害者支援に関わる活動)」を公募により実施し、高齢者や障害のある人に優しい商店街づくりを進めます。
- 28-4 商店街における案内や買い物支援を行うコンシェルジュの配置事業を実施し、高齢者や障害のある人に優しい商店街づくりを進めます。

地域を変える ー地域の福祉・教育ネットワークを確立ー

- 13-5 花とみどりいっぱい運動を推進することにより、休耕や耕作放棄となっている農地に花の栽培を促し、市内の農空間と環境の保全を図ります。
- 13-6 大阪府が指定する農空間地域において、地域住民が主体的に取り組む耕作放棄地等の解消事業を支援し、里山の景観保全を図ります。

平成25年度中小企業の振興に関する施策について

1 住工共生まちづくり事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

本市の重要な存立基盤であるモノづくり企業の集積について、その維持に向けた操業上の環境づくりを積極的に推進しつつ、良好な住環境を保全・創出することで、活力あふれる経済活動と快適な生活環境が両立したまちを実現していくことを目的に、各種施策を実施するもの。

H25予算額	39,655千円
総合計画	4-24-1
実施計画	○
市政マニフェスト	39-2
振興施策	2

2 モノづくり立地促進事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

市内の工業地域で新たに延床面積500㎡以上を活用し(工業専用地域では延床面積1,000㎡以上を活用)製造業を営む場合や、新たに工場を建設する場合等に、土地・家屋にかかる都市計画税および固定資産税相当額の一定割合を補助することで、工場立地に際しての企業のイニシャルコストの低減を図り、製造業の本市への立地促進につなげる。

H25予算額	23,188千円
総合計画	4-24-1
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	2

3 モノづくりワンストップ推進事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

技術コーディネーターによる市内企業への発注案件及び技術相談に関する対応と、商社経験でのノウハウを活かした販路開拓コーディネーターによる市内企業の販路開拓支援を効率よく連携させ、技術・販路の両面からきめ細かい支援サービスを市内企業に提供し、相談案件や販路開拓の実績の増加を図る。

H25予算額	22,687千円
総合計画	4-24-3
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	3 4 7 8

4 産業技術支援センター整備事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

中小企業単独では整備することが困難な測定機器を計画的に整備し、技術力向上を支援するため、平成25年度は、X線回折装置とデジタルマイクロスコープの更新を行う。

H25予算額	17,200千円
総合計画	4-21-1
実施計画	○
市政マニフェスト	40-1
振興施策	1 4 5 7

5 モノづくりのまち東大阪技術力アピール事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

本市の製造業や企業グループが取り組む高付加価値化に向けた製品開発や技術研究などの取り組みを支援することにより、本市からより価値の高い製品を生み出し、本市の基盤的技術産業の集積の維持、再構築を図る。

H25予算額	11,664千円
総合計画	4-21-1
実施計画	○
市政マニフェスト	39-3
振興施策	1 4 7

6 創業促進インキュベーション支援事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

クリエイション・コア東大阪内の「インキュベートルーム」に地域の技術集積を活用して、新たな事業を創出し、展開しようとしている企業・ベンチャー企業等の家賃を一部補助する。また、企業等が商談や企業間交流を行う共用スペースである「コミュニケーションスペース」を確保する。

H25予算額	9,279千円
総合計画	4-24-4
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	1

7 東大阪デザインプロジェクト事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

世界的工業デザイナー 喜多俊之氏を本市のデザインクリエイティブアドバイザーとして迎え、セミナーやデザインアドバイスを通じて広くデザインの重要性をPRするとともに、市内製品のデザインのレベルアップを図る。

H25予算額	7,000千円
総合計画	4-21-1
実施計画	○
市政マニフェスト	39-4
振興施策	3 4 7 8

8 技術交流プラザ事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

平成12年7月28日に開設以来、市内製造業者の情報発信・販路開拓支援のひとつとして、市内製造業検索サイト「東大阪市技術交流プラザ」を運営。現在約1,100社の技術力や製品、設備などの企業情報が登録されており、内外から受発注探しなどに活用されている。

H25予算額	6,744千円
総合計画	4-21-3 4-24-3
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	3 10

9 見本市等出展事業(もうかりメッセ東大阪in東京)

(モノづくり支援室)

【事業内容】

中小企業が高度に集積し、高い技術力やトップシェア製品を有する企業など中堅企業の集積が厚い本市の強みをアピールするため、東大阪のモノづくり企業の産業見本市を東京において開催している。本年度は次年度に開催していくための準備を行う。

H25予算額	4,000千円
総合計画	4-21-3
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	3 10

10 東大阪ブランド推進事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

市内製造業の製品の多様性と集積を「東大阪ブランド」という都市ブランドのもとでCI運動を展開することにより、個々の事業所の営業力の不足を補完し、本市の都市イメージの向上を図る。

H25予算額	5,569千円
総合計画	4-21-3
実施計画	○
市政マニフェスト	39-5
振興施策	3 7

平成25年度中小企業の振興に関する施策について

11 モノづくり教育支援事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

小学生にモノづくりへの興味や楽しさを感じてもらい、将来の東大阪を担う人材の育成を図るために、NPO法人東大阪地域活性化支援機構に業務を委託し、子どもの向けのモノづくりのメニューを作成している市内企業の協力を得て、市内小学校へモノづくり学習の人材派遣を行っている。

H25予算額	2,100千円
総合計画	4-21-2
実施計画	○
市政マニフェスト	39-6
振興施策	5 10

12 ビジネスセミナー開催経費

(モノづくり支援室)

【事業内容】

市内中小企業者の人材育成を積極的に推進し、新分野進出や業務改善、後継者育成等をはかるため、(公財)東大阪市産業創造勤労者支援機構がビジネスセミナー(営業・経営・法律・IT等のテーマ)を開催することを補助する。

H25予算額	1,500千円
総合計画	4-24-3
実施計画	○
市政マニフェスト	○
振興施策	5

13 クリエイション・コア常設展示場出展支援事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

クリエイション・コア東大阪の1階、2階の展示場に市内企業が製品や技術を出展することに対して出展支援を行う。補助対象者は市内企業のみで、出展開始後2年間、月額出展料の3分の1以内で補助金を交付。

H25予算額	1,392千円
総合計画	4-24-4
実施計画	○
市政マニフェスト	40-2
振興施策	3

14 産業振興PR経費

(モノづくり支援室)

【事業内容】

モノづくり経済特区構想の施策方向として掲げている「国内外企業誘致」を推進すべく、本市の製造業のポテンシャルを内外に広くアピールすることで本市の認知度の向上としない製造業の販路拡大を図るとともに、誘致対象企業を発掘し、具体的な立地に繋げていく。また、リージョンセンターに各域内の企業製品を展示することにより、地元企業としての認識を高めさせるとともに、企業及び一般市民に広くPRを行い、受注機会の増大と販路の拡大を図る。

H25予算額	1,181千円
総合計画	4-21-3 4-24-3
実施計画	○
市政マニフェスト	○
振興施策	3 10

15 海外販路拡大事業(海外見本市出展支援補助金)

(モノづくり支援室)

【事業内容】

特殊加工技術を持つ企業、環境関連やデザイン製品など高付加価値製品を製造している企業が、専門のバイヤーが多数来場する海外展示会に出展する際の出展料の1/2(上限20万円)を補助し、アジアを中心とした新興国の成長市場などに向けて販路拡大を行う市内企業の海外販路開拓支援を行う。

H25予算額	1,000千円
総合計画	4-21-3
実施計画	○
市政マニフェスト	○
振興施策	3 8

16 中小企業都市連絡協議会経費

(モノづくり支援室)

【事業内容】

中小企業集積都市が連携して共通の課題に取り組むため「中小企業都市連絡協議会」が結成され、平成9年に本市にて第1回中小企業都市サミットが開催されて以来、原則2年に1度の頻度で、参加各都市の持ち回り開催で首長や商工会議所の会頭らが一堂に会する「中小企業都市サミット」を実施している。第9回目となる開催は、本年8月8日～9日に墨田区にて開催する。現在参加都市は6都市。

H25予算額	853千円
総合計画	4-21-4
実施計画	○
市政マニフェスト	○
振興施策	1

17 東大阪市少年少女発明クラブ補助金

(モノづくり支援室)

【事業内容】

(社)発明協会の支援のもと次代を担う青少年を対象とし、創作の楽しさを体得させ、科学的な考え方を養い、創造性豊かな人間形成を図ることを目的として設置されている「東大阪市少年少女発明クラブ」に対して支援を行っている。

H25予算額	568千円
総合計画	4-21-2
実施計画	○
市政マニフェスト	39-6
振興施策	5

18 環境ビジネス事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

環境に配慮した低炭素化社会に転換される上で生み出されるビジネスや求められる技術に市内の企業がいち早く対応できるよう、セミナーの開催や見学会等を行っている。また、市内企業に環境ビジネスの最新情報の提供を行う環境ビジネス参入の機運の醸成といった初期段階から、技術系コーディネータと連携した具体の研究開発グループの創成、販路開拓と段階ごとに支援を行っているもの。

H25予算額	500千円
総合計画	4-21-1
実施計画	○
市政マニフェスト	○
振興施策	3 4 7

19 異業種交流促進事業

(モノづくり支援室)

【事業内容】

平成7年度に市内の異業種交流グループ間の情報交換や交流を図る目的で結成された、東大阪市異業種交流グループ連絡協議会の活動を支援することにより本市産業の活性化を図る。

H25予算額	250千円
総合計画	4-21-1 4-21-4
実施計画	○
市政マニフェスト	○
振興施策	1

20 地域密着型支援事業

(商業課)

【事業内容】

商業振興ビジョンの基本方向「地域密着型支援の強化」の具現化を図るための商業振興施策。商業集積地域の振興のため、商店街や小売市場の魅力アップにつながる事業やにぎわいづくり事業、プレミアム商品券事業への補助金交付や、高齢者に優しい商店街づくりを推進するモデル地区委託事業等を実施。

H25予算額	19,913千円
総合計画	4-22-1
実施計画	○
市政マニフェスト	22-1 28-3 28-4
振興施策	1 7 10

平成25年度中小企業の振興に関する施策について

21 元気グループ推進支援事業

(商業課)

【事業内容】

商業振興ビジョンの基本方向「元気グループ推進型支援の強化」の具現化を図るための商業振興施策。市内の事業者等が連携しグループ活動を展開する事業への補助金交付や若手事業者の育成や活性化支援を行うためのコーディネート業務等を実施。

H25予算額	1,500千円
総合計画	4-22-2
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	1 3 7

22 地域資源活用・広域集客型支援事業

(商業課)

【事業内容】

商業振興ビジョンの基本方向「地域資源活用・広域集客型支援の強化」の具現化を図るための商業振興施策。これからの人口減少社会においては、本市における公共交通の利便性を利用して、各地域に潜在的に存在する資源を活用し、広域からも集客を図っていくことが重要な視点であり、その実現に向けた事業へ補助金を交付する。

H25予算額	500千円
総合計画	4-22-3
実施計画	
市政マニフェスト	
振興施策	1 3 7 10

23 商業振興コーディネート事業

(商業課)

【事業内容】

【商業振興コーディネート事業】商業集積地だけの力だけでは活性化が厳しい現状がある中、組織力強化と推進体制強化を図るために、コーディネーターがモデル地区に入り継続的にサポートする事業。
【商店街活性化モニター調査事業】消費や購買に意欲的な女性モニターを公募し、商店街サポーターとして商店街や個店の良い点や改善点を調査するとともにフィードバックと情報発信を積極的に行うことで、商店街活性化を図る事業。

H25予算額	4,500千円
総合計画	4-22-1
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	1 4 7

24 空き店舗活用促進事業

(商業課)

【事業内容】

商店街内の空き店舗を活用したコミュニティ施設や商店街の魅力を高める店舗を開設する際に要する改装費用や家賃への補助金交付と開業者に対しアドバイザー派遣を通じた経営面でのサポートを複合的に展開することで、商店街の活力と賑わいの回復を図る。

H25予算額	7,574千円
総合計画	4-22-1
実施計画	○
市政マニフェスト	4-22
振興施策	1 2 4 7

25 個店経営者育成セミナー事業

(商業課)

【事業内容】

小売業の強化、人材の確保と育成のため「東大阪あきんど塾」を立ち上げ、経営に関するスキルアップを図る研修事業。「繁盛店・地域一番店づくり」「個店の魅力向上」「事業者間のネットワーク・情報共有の強化」の一助となすとともに、ひいては市内商店街・小売商業全体の振興や活性化を図ることを目的とする。

H25予算額	999千円
総合計画	4-22-2
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	1 4 5 7

26 商業振興補助金

(商業課)

【事業内容】

東大阪市小売商業団体連合会を組織する市場や商店街が一致団結して、「お買い物は東大阪市で」を広くPRし、消費者の取り込みを図るとともに、商業振興事業の実施を通じて、市内の商業振興及び商業活性化を図る。

H25予算額	1,000千円
総合計画	4-22-1
実施計画	
市政マニフェスト	
振興施策	1 3 10

27 商店街環境整備維持管理事業補助金

(商業課)

【事業内容】

市内商業環境の安全を促進し、魅力ある商店街等づくりと地域の安全・安心環境の向上を図るため、東大阪市小売商業団体連合会に加盟する組織に対し、街路灯やアーケード照明施設の維持管理にかかる経費の一部補助を行う。

H25予算額	3,000千円
総合計画	4-22-4
実施計画	
市政マニフェスト	
振興施策	1 4

28 共同施設設置助成事業

(商業課)

【事業内容】

商店街のアーケードや街路灯、防犯カメラ、小売市場のPOSレジ等の共同施設を設置・補修する事業に対して補助金を交付することにより、安全・安心で買い物しやすい快適な商環境整備を促進する。※平成25年度より安全・安心なまちづくり推進のため、商店街の街路灯と防犯カメラ設置事業に対しては補助率を倍増する。

H25予算額	10,000千円
総合計画	4-22-4
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	1 4

29 観光振興事業

(商業課)

【事業内容】

本市の魅力を内外にアピールし観光振興を図るため、本市の観光や特産品の情報発信、まち歩き等のイベント開催について業務委託や補助金交付を行う。

H25予算額	11,450千円
総合計画	2-8-5
実施計画	○
市政マニフェスト	23-3
振興施策	3 7 10

30 障害者就業啓発事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

障害のある方に対する理解や認識を深め、誰もが働き暮らしやすい社会を目指すことを目的とし、「障害者に対する意識の啓発をする講演会」や「障害者の就職面接会」等を行い、障害者の就労や生活などの自立に向けた取り組みを進めている。

H25予算額	300千円
総合計画	4-25-4
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	9

平成25年度中小企業の振興に関する施策について

31 ワークサポート事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

労働者等の処遇や労働条件について、専門の労働相談員がその問題解決を図るとともに、働く意欲がありながら就労できない就職困難者等を対象に就労支援コーディネーターが支援を行う。

H25予算額	13,348千円
総合計画	4-25-2
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	9

32 モノづくり若年者等就業支援事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

若年者等の雇用を促進するため、就職マッチング事業やモノづくり就職面接会、モノづくり企業で働く若者等を紹介する情報誌の発行等を行っている。

H25予算額	10,000千円
総合計画	4-25-3
実施計画	○
市政マニフェスト	41-1
振興施策	5 9

33 若者自立支援事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

一定期間無業状態にある若者を対象に、社会人、職業人としての能力の開発や意識の啓発、社会適応等のため、アウトリーチ事業や仕事体験事業等、職業的自立に向けた支援を若者自立援助機関に委託し実施している。

H25予算額	8,500千円
総合計画	4-25-4
実施計画	○
市政マニフェスト	41-2
振興施策	9

34 若年等トライアル雇用事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

市内に住所を有する若年者等の雇用を促進するため、国のトライアル雇用を実施している市内の事業所の事業主に対し支援金を支給し、若年者等の自立を助長するとともに常用雇用に繋がるよう支援する。

H25予算額	3,670千円
総合計画	4-25-3
実施計画	○
市政マニフェスト	41-1
振興施策	9

35 障害者雇用促進事業

(労働雇用政策室)

【事業内容】

市内に住所を有する障がい者を雇用した市内の事業所の事業主に対し奨励金を支給し、障がい者の自立を助長し福祉の増進を図り、障がい者の雇用を促進する。

H25予算額	1,600千円
総合計画	4-25-4
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	9

36 農業啓発推進事業

(農政課)

【事業内容】

東大阪市の特産品である大阪エコ農産物を普及させることで、安全安心で新鮮な農産物を消費者に提供するとともに、消費者が地元の農産物を購入することで産地消を促進し、農業と農地・農空間を守る事業を実施する。

H25予算額	3,650千円
総合計画	4-23-1
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	2 3 4 5

37 花とみどりいっぱい運動事業

(農政課)

【事業内容】

休耕地や耕作放棄地での草花栽培による荒廃防止・景観形成を進めるとともに、米生産者への堆肥活用による環境保全型栽培の取り組みを支援する。

H25予算額	3,000千円
総合計画	4-23-4
実施計画	○
市政マニフェスト	13-5
振興施策	2 10

38 有害鳥獣捕獲対策事業

(農政課)

【事業内容】

生駒山中に生息するイノシシ等の有害鳥獣による水稲・サツマイモ等の農作物への被害を防ぐため、捕獲を行う。

H25予算額	1,684千円
総合計画	4-23-5
実施計画	○
市政マニフェスト	
振興施策	2

39 農産物展示品評会経費

(農政課)

【事業内容】

農家から出品された自家産野菜や花などを審査し、成績優秀者を表彰することで、生産技術の向上と普及を図り、その優良な付加価値のある野菜・花きの増産により農業経営の安定を目指す。

H25予算額	233千円
総合計画	4-23-2
実施計画	
市政マニフェスト	
振興施策	5 7 10

40 優良農家優良団体表彰事業

(農政課)

【事業内容】

団体活動を通じて農業者の利益を守るとともに、社会的地位の向上に努めている農業団体及び、農業経営の改善に努め他の規範と認められる農業者を、表彰する。

H25予算額	45千円
総合計画	4-23-1
実施計画	
市政マニフェスト	
振興施策	5 7 10

平成25年度中小企業の振興に関する施策について

41 都市農業活性化農地活用事業

(農政課)

【事業内容】

農業団体や農家が行う農業生産基盤整備などに対する補助金交付により、農業振興及び農地の保全・活用を図る。

H25予算額	20,000千円		
総合計画	4-23-3		
実施計画	○		
市政マニフェスト	13-6		
振興施策	2	3	4

42 中小企業融資事業

(経済総務課)

【事業内容】

大阪府制度融資の一部についての受付及び特定中小企業者認定書の発行業務のほか、「東大阪市小規模企業融資制度(大阪府市町村連携型)」を実施している。平成24年度は、今般の急速な円高の進行や原材料高等による景気不透明感に対応するため、金融機関への預託金を増やし、貸付利率を1.1%から0.3%引き下げた0.8%とし、より一層利便性の高い、実効的な融資制度とし、市内事業者の経営の安定化、活性化を図ることを目的とする。

H25予算額	1,258,838千円		
総合計画	4-24-2		
実施計画	○		
市政マニフェスト			
振興施策	6		

43 中小企業情報提供事業

(経済総務課)

【事業内容】

若年者等の雇用を促進するため、就職マッチング事業やモノづくり就職面接会、働く若者等を紹介する情報誌の発行等を行っている。

H25予算額	2,916千円		
総合計画	4-24-3	4-21-3	
実施計画			
市政マニフェスト			
振興施策	10		

44 中小企業振興会議経費

(経済総務課)

【事業内容】

振興会議は市長が諮問機関として設置する第3者機関としての役割を担い、法的には地方自治法(第138条の4)に規定される市長の附属機関として設置する。構成メンバーは、市内中小企業者、学識経験者、公募による市民、経済団体、金融機関、行政など幅広い関係者によって構成される予定であり、本市中小企業の①動向に関すること ②施策の推進に関すること ③経済の活性化に関すること ④条例の改廃に関すること ⑤その他本市中小企業の振興に関することなどについて審議を行う。

H25予算額	1,918千円		
総合計画	4-0-0		
実施計画			
市政マニフェスト			
振興施策	4	7	

45 防犯関係経費

(経済総務課)

【事業内容】

街頭犯罪の未然防止を目的とした防犯カメラを新たに設置する企業団地組合等に対し、その設置費用の一部を補助することにより、企業団地における治安向上及び治安向上に伴う産業振興に寄与することを目的とする。
企業団地における犯罪の誘発及び事故防止を図るため、企業団地組合等が行う防犯灯の設置費の一部を補助することにより、企業団地における治安向上ならびに治安向上に伴う産業振興を図ることを目的とする。

H25予算額	5,500千円		
総合計画	4-21-4	5-27-2	
実施計画			
市政マニフェスト			
振興施策	11		

46 東大阪市企業・従業員表彰事業

(経済総務課)

【事業内容】

地域や社会における企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を果たす企業を表彰する「CSR経営表彰」を行い、当該企業の企業価値を高め、社会から信頼される企業として域内に軸足を置いて、環境・地域・社会、雇用、人権・労働の分野で社会に貢献する中小企業の事業所の増加を図るとともに、永年にわたり勤務し他の模範となる従業員を表彰することにより、資質及び勤労意欲の向上を図り、労働力の定着性を高め、もって本市産業の持続可能な振興と発展に資することを目的とする。

H25予算額	1,057千円		
総合計画	4-24-3	4-25-1	
実施計画			
市政マニフェスト			
振興施策	5	7	

東大阪市中小企業振興会議委員

委員氏名	役職等		学系委員
阿児 加代子	オフィス・AKO	特定社会保険労務士	
石田 泰宏	東大阪市大型小売店舗連絡協議会	会長	
上田 秀樹	大阪樟蔭女子大学学芸学部健康栄養学科	准教授	○
大西 由起子	東大阪観光協会	副会長	
大本 仁	大阪東信用金庫東大阪営業部	部長	
加來 千佳子	大建プラスチック株式会社	代表取締役社長	
角井 勝美	光輝物流株式会社	代表取締役社長	
角本 律子	東大阪商工会議所	東支所所長	
糸野 博行	大阪商業大学総合経営学部	教授	○
小杉 栄	公募委員		
阪口 佳之	布施公共職業安定所	所長	
園田 浩一	東大阪市産業創造勤労者支援機構	事務局長	
高田 久司	グリーン大阪農業協同組合	常務理事	
高橋 由紀子	東大阪ブランド機構	理事	
田中 聡一	公募委員		
寺浦 浩之	株式会社商工組合中央金庫東大阪支店	支店長	
寺尾 昇三	センター建設株式会社	代表取締役会長	
中嶋 嘉孝	大阪商業大学総合経営学部	准教授	○
西松 あゆみ	西松税理士・中小企業診断士事務所	所長	
平井 良彦	東大阪市小売商業団体連合会	会長代行	
福島 文昭	株式会社日本政策金融公庫東大阪支店	中小企業事業統括	
文能 照之	近畿大学経営学部	教授	○
丸谷 賢司	公募委員		
森田 園子	大阪樟蔭女子大学学芸学部ライフプランニング学科	教授	○
脇田 恒夫	公募委員		

※五十音順、敬称略

平成25年第1回定例会

市政運営方針

東大阪市長 野田義和

本日ここに平成25年第1回定例会を迎えるにあたり、市政運営に関する私の基本的な考え方を申し述べさせていただきます。

平成19年に市民の皆様から市政運営を託され、早や6年目を迎えました。この間、市政マニフェストを柱として、市政推進に全身全霊で取り組んでまいりました。本年は、第2期市政マニフェストの達成に向けた施策をさらにスピードアップし、「活力ある東大阪の創造」を着実かつ力強く進める年と位置付け、決意も新たに各般の施策に取り組んでいく所存です。

さて、この1年を振り返ってみますと、わが国を取り巻く状況は様々な面で大きな変化がありました。まず、昨年是国内外ともに選挙の年でありました。国内におきましては、昨年11月16日に衆議院が解散され、12月16日に執行されました総選挙による民意の結果、政権が交代し、新政権が発足しました。また、国外においては、ロシア、フランス、エジプト、アメリカ、韓国などで大統領選挙が相次ぎ、中国においても最高指導者が交代しました。

経済状況については、長引く円高と世界景気の減速のもとで輸出

に多くを依存するわが国の経済は大きな影響を受け、デフレが続く中で内需もふるわず、非常に厳しい状況が続きました。こうした状況に対し、昨年末に発足した新政権は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」による日本経済再生に向けた緊急経済対策の方針を打ち出し、過度な円高が是正されつつあり、景気回復への期待が高まっているところであります。

また、昨年8月には、社会保障・税一体改革関連法が成立し、子ども・子育て、医療・介護、年金などの社会保障制度改革と消費税率引上げによる社会保障財源の確保が図られることになりましたが、政府は、来年4月に予定されている8パーセントへの消費税率引上げは4月から6月の経済状況を見て秋に最終判断するとしており、その動向を注意深く見守ってまいる必要があると考えております。

このような中、国において、日本経済の再生と強い国土づくりをめざした予算規模13.1兆円の大型補正予算が計上されました。本市といたしまして、国の緊急経済対策を活用した事業については平成24年度補正予算に計上し、平成25年度当初予算と一体的に編成をしており、安全安心なまちづくりと市内経済の活性化にスピ

ード感をもって積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

いま、わが国は政治、経済の両面において大きな変化の中にあり、また、社会状況においても、情報通信の飛躍的な発展などに起因し、国民の意識、価値観はますます多様化してきております。こうした転換期にあつて、本市としましては、市民との協働による活力ある地域社会の形成と、将来にわたって持続可能なまちづくりを進め、「わがまち・東大阪市」を次世代へとしっかり引き継いでいかなければなりません。このような点に立って、平成25年度の市政運営に対する基本的な視点を三点申し述べます。

基本的な視点の第一は、「わがまちへの誇り」であります。

去年は、わが国にとって、また、本市にとって非常に喜ばしい出来事がありました。本市出身の京都大学iPS細胞研究所長・教授山中伸弥氏がノーベル生理学・医学賞を受賞されました。本市をこよなく愛され、本市に居を構えられました国民的作家・故司馬遼太郎氏や本市出身の若き囲碁界のエース・井山裕太氏などとともに、わが国のみならず世界で光り輝く知性、才能にとっての原点や拠点

が本市にありましたことは、東大阪市にとっての大きな名誉であり、誇りであります。これには、前例や慣習にとらわれず自由闊達に発想、議論する精神や、物事を根本から見つめようとする姿勢、そうした本市や市民の間に息づく風土、伝統が、いささかなりとも影響したのではないかと考えております。

同時に私は、これはモノづくりのまちにも共通する精神であると考えております。モノづくりとは、「何もないところ」から「かたちのあるもの」を生み出すことであり、きわめて創造的な行為であり、独創的な精神の結晶であります。

その創造性を本市のアイデンティティとして、また、市民すべてにとっての誇りとしながら、市民との協働により本市が持つポテンシャルを十分に発揮し、東大阪市のより一層の発展のため取り組んでまいりたいと考えております。東大阪市の住み、働き、学ぶ方々が、そして、東大阪市の生まれ、育った子どもたちが、わがまちを心から誇りに思えるまちづくりを今後とも行ってまいります。

基本的な視点の第二は、「地方分権の推進」であります。

いま、国において、地域主権改革一括法に基づき、基礎自治体へ

の権限移譲、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大など、地方分権改革が進められております。一方、地方からは、地方六団体や中核市市長会などを通じ、国に対し様々な意見表明や提言がされており、大阪都構想や特別自治市構想など新たな大都市制度のあり方や様々な分権改革も問題提起されているところであります。また、道州制の推進と基礎自治体の機能強化に関する論議もますます活発になっております。

本市は平成17年4月1日に中核市へ移行し、まもなく8年が経過しようとしています。地方分権の推進を本市の特色をいかしたまちづくりの絶好の機会ととらえ、住民に最も近いところで行政サービスを提供する基礎自治体としての役割をしっかりとふまえて、市民福祉のなお一層の向上を図ってまいります。今後も、中核市市長会等を通じ、さらに、諸課題や理念を共有する他都市との連携を図りながら、人口50万人を擁する基礎自治体として、地方分権の一層の推進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

本市にあっては、近年整備されましたJRおおさか東線、阪神なんば線をはじめとする鉄道路線や高速道路網などにより、近畿圏の主要な地域や空港・港湾施設と時間的距離が短くなり、人・モノの

往来を活発に行うことができる立ち位置になりました。また、製造業が集積するモノづくりのまちとして日本経済を根底から支える、わが国の経済戦略的に重要な位置を占めていると考えています。こうした「関西の中核的・中心的な都市」としての位置と役割を十分認識しながら、事務権限を都市経営のツールとして積極的に活用し、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、地方分権が量的に拡大し、質的にも深化する中で、自律した基礎自治体として、将来にわたり持続して良質な行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの能力・資質の向上が今まで以上に求められます。とりわけ、私のトップマネジメントのもとに、継続的に改革・改善に取り組む強い志と実行力を持った職員が必要であります。中でも部局長は、各部局における政策推進の責任者であり、その責任と組織目標の明確化を図るため、「部局長マネジメント方針」を作成し、年度当初に市民の皆様に公表してまいります。また、多様な行政需要に的確かつ迅速に対応するため、当然のことながら政策形成力が今後ますます重要となってまいりますことから、その能力向上を図ってまいります。

基本的な視点の第三は、「将来をしっかりと見据えた責任あるまちづくり」であります。

昨年公表されました厚生労働省の人口動態統計によりますと、平成23年のわが国の合計特殊出生率は1.39となっており、わが国は人口減少社会を迎えているとされております。また、人口構成においても、今後さらに生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれています。こうした中、今後、国、地方ともに税収の伸びは見込まれない一方で、医療、介護など社会保障関係経費の増加が予想されております。また、わが国においては、高度経済成長期に整備した大量の社会資本が経年とともに老朽化が進行しており、今後、適切な維持管理、補修、更新等によりいかに国民の安全を確保していくのか、また、これまでと同様の社会資本を維持し続けるのかどうかが議論されております。

このような社会状況の急激な変化に対する対応は、いま国や全国の自治体において大きな課題となっているところであり、本市もその例外ではありません。本市においては、高度経済成長期や三市合併時に多くの公共施設を整備しており、現在の保有建築物は900棟以上、延べ床面積約103万平米に及び、老朽化も進んでおりま

すことから、今後必要となる改修、建替などが喫緊の課題であります。また、その財政負担は将来にわたる行財政運営に大きな影響を与えるものであります。

こうしたことから、「(仮称) 東大阪市公共施設マネジメント推進基本方針」を策定し、公共施設の適正な維持管理、改修による長寿命化や建替等により、市民の皆様が将来にわたって安全かつ安心してサービスを楽しむことができるよう取り組んでまいります。また、将来的な社会情勢や市民ニーズの変化にも対応できるよう、施設のあり方や民間活力の積極的な活用について検討を進め、効率的、効果的な実施を図ってまいります。市民会館をはじめとする公共施設について、耐震化や老朽化対策により安全安心かつ質の高いサービスを提供することは、厳しい財政状況の中にあっても早急に対応しなければならない課題であり、公共施設マネジメントの考え方をもとに、本年第2回定例会に所要の予算を提案してまいりたいと考えております。

今回の予算編成につきましては、市税収入が伸び悩む一方、生活保護費をはじめとする社会保障関係経費が増加するなど厳しい財政状況の中、財源不足を補うため、財政調整基金61億円を繰り入れ

るなどして対処し、市民生活の安全安心、そして東大阪市の未来にとって欠かすことのできない施策に財源を集中させ、編成したところであります。今後の行財政運営においては、小中学校の耐震化の促進や公共施設の老朽化への対応など、一時期に大きな財政負担を必要とする事業の実施を予定しており、ここ数年間は非常に厳しい財政環境が見込まれますが、懸案を先送りするのではなく、「着眼大局着手小局」の理念のもと、将来世代への責任としてしっかりと取り組んでまいります。

これらの行政需要に対しては、中長期的な視点に立って、行財政改革の一層の推進などにより財源確保を図りながら、持続可能な行財政運営を行ってまいります。行財政改革の柱として平成22年度に策定しました新集中改革プランにつきましては、平成22年度及び平成23年度の2ヶ年で計画額を13億円上回る約81億円の効果額を生み出したところでありますが、今後その取組を加速してまいりますとともに、新たな取組についても積極的に追加し、さらなる行財政改革に取り組んでまいります。

また、現在の厳しい経済状況の中、全国の生活保護受給者が昨年11月に214万7303人と7ヵ月連続で過去最多を更新し、受

給世帯も156万7797世帯と過去最多を記録しました。本市においても、昨年11月には保護率が4.2パーセントとなり、平成25年度当初予算における生活保護費支給経費は約385億円と、一般会計予算の19.5パーセントを占めております。こうした状況に対して、昨年9月、生活保護行政適正化行動計画を策定し、ケースワーク業務のさらなる強化などの取組を進めておりますとともに、12月には、生活保護情報ホットラインを設置し、悪質な不正受給事案への対応を図っているところであります。これらの取組を今後とも強化し、生活保護行政の適正化を進めてまいります。また、生活保護受給者に対する自立支援の強化に努めてまいります。

平成25年度については、後期基本計画第2次実施計画がスタートする年にあたります。第2次実施計画におきましては、市政マニフェストの推進を柱に、第1次実施計画での実績をふまえ、PDCA手法によりさらにその充実を図りながら、効果的、総合的に事業を推進してまいります。

次に、平成25年度に実施いたします主要な施策について、後期

基本計画でめざす五つのまちづくりの姿に沿って申し述べさせていただきます。

まず、「安全で住みよいまちづくり」であります。

東日本大震災の発生から早や2年近くが経ちましたが、いまだ震災からの復興はその途上であり、私たちは一日も早い復興を願い、引き続き被災地を支援するとともに、震災の教訓をしっかりと胸に持ち続ける必要があります。市政を預かる者といたしまして、改めて市民の皆様生命と財産を守るという自治体としての最大の責務を深く心に刻む次第であり、安全安心のまちづくりのため各般の施策を推進してまいります。

災害発生時の第一次避難所に指定されております小中学校の耐震化につきましては、耐震化を必要とする校舎がまだ200棟余り残っており、学校で学ぶ子どもたちと災害時に避難される市民の安全と安心を守るため、校舎の耐震化について平成27年度中に完了するべく、スピードアップを図りながら進めてまいります。

防災行政無線につきましては、災害発生時の市民への重要な情報伝達手段であり、また、災害現場の状況把握や指示伝達に非常に有

効な通信手段となるものであり、その機能の充実強化を図るため、デジタル化を推進するとともに、屋外拡声子局を整備拡充してまいります。

また、本庁舎5階に災害対策本部機能を持った防災拠点を機能集約し、防災無線室の整備や防災機器の設置など、災害発生時の中枢指令機能の強化を図ってまいります。

水害や土砂災害対策につきましては、引き続き雨水増補管の整備や小中学校の校庭貯留による治水対策を進めてまいりますとともに、洪水ハザードマップの改訂版を作成し、全戸へ配付いたします。また、土砂災害警戒区域の指定を受けた日下山の急斜面部分について、土砂災害防止工事を年次的に実施してまいります。

基盤整備面とともに、災害が発生した場合に迅速かつ的確にこれに対応するためには、平時の準備が必要不可欠であります。大規模災害発生時においても行政機能を継続し、早期の復旧を可能とするため、事前に必要な対応方針や手段を定める業務継続計画（BCP）の策定に取り組んでまいります。

民間建築物の耐震改修促進につきましては、耐震基準を満たしていない民間建築物の耐震化への補助を引き続き行ってまいりますと

ともに、専門家と連携し、耐震診断・改修説明会をきめ細かく開催するなど、その充実を図ってまいります。

消防力の強化につきましては、増加する救急需要に対応するため、救急隊を現在建設中の北東部方面出張所に続き、平成26年度に中消防署管内に配備いたします。老朽化が進んでおります西消防署については、建替に向け着手し、大規模災害発生時にも防災活動拠点としての機能を十分に発揮できるよう整備してまいります。また、消防救急無線のデジタル化を推進し、高度・多様な情報伝達機能を確保してまいりますとともに、ポンプ車、支援車などの消防車両の更新を行ってまいります。

防犯対策につきましては、防犯カメラや防犯灯による街頭犯罪の抑止効果は非常に高いことから、自治会や商店街などが設置する防犯カメラ、防犯灯に対する補助を拡充してまいります。また、警察などの関係機関とも連携し、道路や公園など市内120箇所程度に防犯カメラを設置してまいります。

良好な住環境を形成し、「住みたいまち」「住み続けたいまち」を実現する上で、都市景観、みどり、うるおいは欠かせないものがあります。東大阪市らしい豊かな都市景観の形成をめざして、本市の

歴史や地域特性をふまえながら、景観重要道路の整備等を内容とする景観計画の策定に向けて職員の英知を結集して取り組んでまいります。

また、人口が集積する都市にあって、公園は生活にうるおいと安らぎを与える場であり、災害時の避難場所としての機能を果たすものであります。花園中央公園は本市唯一の総合公園として、東大阪市民にとっての「憩いの場・活動の場・ふれあいの場」であり、引き続き整備を進めてまいります。

良好な生活環境をつくるため、環境への負荷の低減を図る取組につきましては、家庭用燃料電池の設置費用に対する補助制度を新たに創設いたします。また、住宅用の太陽光発電設備設置に対する補助対象件数を拡充してまいります。

次に、「市民文化を育むまちづくり」であります。

学力向上の取組につきましては、学力向上対策学校支援事業の実施などを通じ、学習意欲や生活習慣などの向上が図られてきていると考えております。これをさらに効果的に実施するため、「学びのトライアル事業」として推進をしてまいります。本市全体での学力向

上を図ることはもとより、子どもたち一人ひとりの学習活動をきめ細かくフォローした取組を行ってまいります。

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む上において、クラブ活動は大きな役割を果たしているところであります。昨年、全国中学校ソフトボール大会で準優勝した花園中学校男子ソフトボール部や全日本合唱コンクール全国大会で銅賞を受賞した孔舎衙中学校合唱部をはじめ、クラブ活動において大きな成果を残した学校が多くありますが、クラブ活動のさらなる活性化に向け、その支援の充実に努めてまいります。

また、障害のある子どもたちが生き生きと豊かな学校生活を送れるよう、スクールヘルパーとケアアシスタントを増員するなど、特別支援教育の一層の充実を図ってまいります。

成長期にある子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、「食」の充実が欠かせないものであり、小中学校での食育の充実に向け、一層の取組を推進してまいります。また、中学校給食の実施に向けて、具体的な実施方法の検討を進めてまいります。実施にあたりましては、財政負担も考慮しながら、民間活力の活用など効率的・効果的な実施・運営形態を検討してまいります。

いじめにつきましては、一昨年、大津市で大変痛ましい事件が発生し、その後も悲しい報道が相次いでおります。こうしたことを教訓に、学校園と教育委員会が一体となって、子どもたちの状況をきめ細かく把握し、未然防止の強化と早期発見、早期対応を図ってまいります。

子どもたちが豊かな学校生活を送るためには、安全で快適な教育環境を整備していくことが重要であります。まず、学校トイレにつきましては、家庭や公共施設等で洋式トイレが普及し、和式トイレに不慣れな子どもたちが増えていることや、災害発生時に小中学校は第一次避難所となりますことから、高齢者や障害のある方などが使用しやすいよう、洋式化をはじめトイレの整備を進めてまいります。

また、学校耐震化にあわせ、中学校の空調機器を更新してまいりますとともに、小学校において、暑さ対策として昨年度から本格導入を開始しましたドライ型ミスト装置を引き続き整備してまいります。

小中学校の校舎につきましては、経年による老朽化が進んでいるものがあり、外部鉄骨階段や外壁をはじめ、順次その改修を進めて

まいります。

文化・芸術の振興につきましては、平成21年に文化芸術振興条例を制定し、市民が文化活動に取り組める環境整備や文化に親しめる機会の提供に努めているところでございます。司馬遼太郎記念館については、日本全国から多くの方々が訪れる本市の文化の発信拠点であり、司馬遼太郎記念館と周辺の地域資源を活用しながら、「文化のまち」の魅力を本市内外にアピールしてまいります。

また、市民美術センターにつきまして、「ナイトミュージアム」として、夜間の開館とあわせてロビーコンサートを開催し、施設及び周辺のライトアップを行うなど、花園中央公園で実施いたしますイベントとも連携させながら、新たな魅力を生み出してまいります。

ラグビーワールドカップ2019につきましては、全世界に東大阪をアピールする絶好の機会でもあります。これまでに誘致活動で署名をいただきました約7万人の方々の熱い思いとともに、近鉄花園ラグビー場での開催に向け、「花園を世界のラグビーの新たな聖地にする」との意気込みで、引き続き強力に誘致活動を進めてまいります。また、競技スポーツと観戦スポーツという両面からラグビーの楽しさを市民や子どもたちに知っていただくため、一層のPR

に努めてまいります。

次に、「健康と市民福祉のまちづくり」であります。

救急医療体制につきましては、引き続き中河内医療圏の八尾市、柏原市や地域医療機関等との連携協力により、安心して医療を受けられる体制を確保してまいります。また、中河内医療圏における二次救急を担う市立総合病院について、三次救急を担う中河内救命救急センターとの適切な役割分担のもと、これまで以上に連携を強化し、救急医療体制の強化を図ってまいります。

市立総合病院では、平成22年3月に国からの指定更新を受けました地域がん診療連携拠点病院として、平成25年度中に再度の指定更新をめざしているところであります。また、高度医療機器について引き続き整備を進めてまいりますとともに、緩和ケア病棟設置についての検討を行うなど、中河内医療圏における中核病院としてのさらなる機能充実に取り組んでまいります。

がん検診につきましては、引き続き子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を該当年齢の方々に送付し、医療機関や保健センターでの検診を実施してまいります。また、がん検診の啓発

の充実に努め、受診率の向上を図ってまいります。

食の安全の確保につきましては、環境衛生検査センターにおいて、食品中の残留農薬検査に使用する分析装置を国の新たなガイドラインに対応したものに更新し、検査機能の充実に努めてまいります。

また、本年3月に策定を予定しております「第2次東大阪市健康増進計画（健康トライ21 第2次）」に基づき、生活習慣の改善など一次予防に重点を置きながら、市民の健康増進の総合的な推進を図ってまいります。

少子化、核家族化が進行し、地域での人間関係が希薄になる中、子どもたちが良好に成育する環境を整備し、社会全体で子育てを支援することが強く求められています。こうした中、昨年8月、国において子ども・子育て関連3法が成立したところであります。平成27年度からの国の子ども・子育て新システムの本格実施に向け、「(仮称)東大阪市子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組み、本市の地域特性に応じた子育て支援施策を総合的、効果的に推進してまいります。

保育所待機児童の解消に向けましては、平成25年度、民間保育所4園が開園することとなっており、2園の園舎増改築に対する補

助もあわせ、290名の入所定員の拡充をいたします。

一方、在宅子育て支援につきましては、育児・子育て相談や情報提供の充実、一時預かりの実施、つどいの広場の拡充など、安心して子育てできる環境の整備を図ってまいります。

また、平成25年度中に、本市5箇所目の子育て支援センターとなります「(仮称)楠根子育て支援センター」を開設し、旭町子育て支援センター「あさひっこ」等と同様、子どもたち、保護者、地域の皆様から愛され、信頼される子育て支援ネットワークの拠点としてまいります。

大きな社会問題となっております児童虐待への対応につきましては、関係機関との連携を強化し、情報の共有化と迅速適切な対応ができる仕組みづくりを進めますとともに、相談支援体制や啓発事業の充実など、未然防止と早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、高齢者虐待、障害者虐待の防止につきましては、一時保護が必要な場合の居室確保の予算を計上し、その取組の充実を図ってまいります。

新障害児者支援拠点施設につきましては、療育センターと高井田障害者センターの機能を統合・強化し、障害児・者のライフステー

ジに応じた専門的な支援サービスを提供する施設として、旧建設局跡地に建設するにあたり、所要の予算を計上いたします。

次に、「市民が主体となったまちづくり」であります。

これからのまちづくりは、地域住民の皆様が自分たちのまちは自分たちでつくるという思いのもと、施策の企画立案から実施に至るまでの過程に自ら参画する取組が求められます。それが地域の活力や魅力をさらに高めることにつながるものであり、市民と行政が協働のパートナーとしてともにまちづくりを進めていくことが必要であります。

このような「東大阪市版地域分権」の仕組みづくりに向けまして、地域の各種団体による様々な活動についての報告や、まちの魅力や地域の課題についての意見交換を行う「まちづくり意見交換会」を各リージョンセンターにおいて実施してまいります。

また、地域の市民活動を支援するため、地域サポート職員を配置し、「東大阪市版地域分権」に向けた全庁的な体制整備を進めてまいります。

特定非営利活動法人（NPO法人）につきましては、まちづくり

における重要なパートナーであり、昨年10月にその設立認証などの事務権限が大阪府から移譲されたところではありますが、NPO法人の設立運営等に関する相談業務やマネジメントのための講座開催など、その活動基盤強化に向けた支援を行ってまいります。

人権が尊重された、差別のない豊かで明るいまちづくりは、市政の基本となるものであります。同和問題や、外国籍住民、障害のある方、女性など様々な人権問題の解決に向け、引き続き人権啓発事業の充実を図ってまいります。また、北朝鮮人権侵害問題啓発週間事業を通じ、拉致問題についての関心と理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

次に、「活力ある産業社会を切り拓くまちづくり」であります。

本定例会におきまして、厳しい経営環境に直面している本市の中小企業の振興を図る中小企業振興条例、ならびに住環境と工場操業環境との共生を図る住工共生のまちづくり条例という二つの重要な条例を提案いたしております。これらの条例及び条例に基づく施策を積極的に展開し、モノづくり企業、中小企業が元気なまちづくりを進めてまいります。

住工共生のまちづくりの推進にあたりましては、事業所の立地調査を実施してまいりますとともに、住宅・工場間における環境対策支援や工場移転支援など各般の事業を総合的、効果的に展開してまいります。

また、市内企業の製品の高付加価値化を促進するため、2社以上で共同して行う新たな技術の研究などについて、その支援の充実を図ってまいります。さらに、競争力を備えた製品づくりのため、市内企業のデザイン力向上に向けた取組を進めてまいります。

中小企業の技術力向上につきましては、産業技術支援センターにおいて、中小企業単独では整備することが困難な測定機器を計画的に整備し、その技術力向上を支援してまいります。平成25年度については、エックス線解析装置とデジタルマイクロスコープの更新を予定しております。また、先般の地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所との包括提携協定を契機として、本市のモノづくり企業のさらなる技術力向上を支援してまいります。

以上、市政運営の基本的な考え方と平成25年度に実施いたします主要な施策について申し述べました。その他の予算の内容につき

ましては、お手元の予算書にお示しのとおりでございます。

本定例会に提案いたします平成25年度当初予算の総額は、

一般会計で、1,973億3,458万円

特別会計で、1,161億4,458万3千円

企業会計で、588億4,688万9千円

となっております。

最後に、いま日本国中の自治体が大きな転換期に直面をしております。旧来からの手法や国から示される画一的なモデルは地域の特性をふまえた今後の都市経営にとって必ずしも最適なものとはいえ、おのおのの自治体が自らの頭で考え、自らの足で立ち、自らの言葉で語ることが求められています。本市も今まさにこうした状況にあります。このような時にあって、私たちは一人ひとりではその力は決して大きなものではないかもしれませんが、多くの人々が東大阪市の未来のため思いを共有し、力を合わせる時、それは大きなエネルギーとなり、時代を切り拓く改革のパワーとなります。私は人間の力を信じ、そして未来を信じるという点において創造的進化の信奉者であります。50万東大阪市民の総力を結集するとき、東

大阪市は自他ともに認める日本でナンバーワンのまちになれると確信をしております。なすべき課題はなお山積をし、いまだ道半ばではありますが、地平線にその姿をはっきりと思い描いております。この私たちが愛し、誇りとする東大阪市のため、従前にも増して私自身が強いリーダーシップを発揮し、全身全霊を捧げる決意でございます。

議員各位並びに市民の皆様におかれましては、ご理解を賜り、市政推進になお一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。平成25年度の市政運営方針とさせていただきます。

平成25年度当初予算の概要

< 予算規模 >

(単位：百万円)

区 分	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	増 減 額	増 減 率
一 般 会 計	(192,567) 197,335	(186,978) 194,977	(5,589) 2,358	(3.0%) 1.2%

上段()は借換債を除いた予算額

一般会計予算額 1,973億3,500万円(対前年度予算 +1.2%)

長引く円高と世界景気の減速、デフレによる内需経済の不振など市財政を取り巻く環境は厳しいものであったが、昨年末に発足した新政権による日本経済再生に向けた緊急経済対策を受け、景気回復への期待が高まっている状況にある。本市としては、限られた財源を喫緊の課題である耐震化の促進や防災・防犯対策の充実など市民の「安全安心」な暮らしに直結した重点施策に集中させることにより、「活力ある東大阪の創造」を着実かつ力強く進める予算編成とした。

借換債を除く対前年度予算額 55億8,900万円の増(+3.0%)

うち扶助費+41億5,900万円、建設事業費+18億5,000万円

市税収入 738億7,600万円(対前年度予算 +3億4,700万円, +0.5%)

個人市民税については、雇用情勢の悪化や所得の減少などの厳しい状況を受け減収が見込まれるものの、法人市民税、市たばこ税、固定資産税・都市計画税については増収見込みで、市税全体では0.5%の増加となった。

<参考> 地方財政計画：+1.6%

人件費 313億600万円(対前年度予算 7億7,100万円, 2.4%)

一般職員(常勤)数 +10人(H24:2,456人 H25:2,466人)

給与水準の見直し等に伴う一般職員(常勤)職員給の減少額 2億9,700万円

一般職員・教職員定年退職者数 H24:105人 H25:89人 (16人)

定年退職手当減少額 5億4,200万円(対前年度予算 18.2%)

扶助費 715億3,100万円(対前年度予算 +41億5,900万円, +6.2%)

生活保護費、障害者自立支援給付費の増加傾向が続き、対前年度増減率は+6.2%となった。

市債残高の増加 25年度末見込 1,644億円(24年度末見込 1,609億円)

市債残高は、近年の国の地方財政対策による臨時財政対策債の増加などにより、平成23年度末に過去最高水準の1,539億円となったが、依然増加傾向にある。

(臨時財政対策債発行額 H21:57億円, H22:97億円, H23:91億円, H24:100億円, H25予算:100億円)

< 一般会計予算の内訳 >

(1) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 25 年度		平成 24 年度		増 減 額	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比		増減率
人 件 費	31,306	15.9%	32,077	16.4%	771	2.4%
扶 助 費	71,531	36.3%	67,372	34.6%	4,159	6.2%
公 債 費	20,212	10.2%	23,195	11.9%	2,983	12.9%
小 計	123,049	62.4%	122,644	62.9%	405	0.3%
繰 出 金	20,191	10.2%	19,343	9.9%	848	4.4%
建設事業費	12,919	6.5%	11,069	5.7%	1,850	16.7%
そ の 他	41,176	20.9%	41,921	21.5%	745	1.8%
合 計	197,335	100.0%	194,977	100.0%	2,358	1.2%

人 件 費：職員給与の見直しや定年退職者数の減少等により、7億7,100万円の減

- ・ 一般職員（常勤）数 H24：2,456人 H25：2,466人（+10人， 2億9,700万円）
- ・ 一般職員・教職員定年退職者数 H24：105人 H25：89人（ -16人， 5億4,200万円）
- ・ 任期付任用職員数 H24：95人 H25：99人（ +4人， +6,100万円）

扶 助 費：41億5,900万円の増

- ・ 障害者自立支援給付費 97億9,800万円（ +17億100万円， +21.0%）
- ・ 生活保護費 385億500万円（ +20億1,500万円， +5.5%）
- ・ 民間保育所運営費 51億1,500万円（ +2億9,200万円， +6.1%）

公 債 費：29億8,300万円の減（除く借換分 +2億4,800万円）

建設事業費：18億5,000万円の増

< 主な増要因 >

- ・ 小学校建設事業 +7億9,500万円（H24：12億1,000万円 H25：20億500万円）
- ・ 防災システム整備事業 +7億5,600万円（皆増）
- ・ 市営住宅整備事業 +6億4,300万円（H24：5億3,000万円 H25：11億7,300万円）
- ・ 大阪外環状線鉄道建設事業 +5億600万円（H24：3億2,700万円 H25：8億3,300万円）
- ・ 消防施設整備事業 +3億7,300万円（H24：5億3,200万円 H25：9億500万円）
- ・ 住宅地区改良事業 +3億5,100万円（H24：3億3,100万円 H25：6億8,200万円）

< 主な減要因 >

- ・ 土地開発公社先行取得用地引取事業 11億2,500万円（皆減）
- ・ 近鉄奈良線連続立体交差事業 6億6,100万円（H24：8億4,600万円 H25：1億8,500万円）

そ の 他

貸 付 金：10億200万円の減

環境保全公社運営資金貸付金の減（ -16億600万円）、中小企業融資事業の増（ +6億2,800万円）など

(2) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成25年度		平成24年度		増 減 額	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比		増減率
市 税	73,876	37.4%	73,529	37.7%	347	0.5%
地方譲与税	810	0.4%	844	0.4%	34	4.0%
地方交付税	22,300	11.3%	21,600	11.1%	700	3.2%
臨時財政対策債	10,000	5.1%	9,100	4.7%	900	9.9%
交付金等	6,506	3.3%	6,949	3.6%	443	6.4%
主要一般財源計	113,492	57.5%	112,022	57.5%	1,470	1.3%
国・府支出金	56,489	28.6%	53,514	27.4%	2,975	5.6%
市債(除く借換債)	6,690	3.4%	5,696	2.9%	994	17.5%
市債(借換債)	4,767	2.4%	7,999	4.1%	3,232	40.4%
繰入金	7,718	3.9%	6,766	3.5%	952	14.1%
その他	8,179	4.2%	8,980	4.6%	801	8.9%
合 計	197,335	100.0%	194,977	100.0%	2,358	1.2%

※ 市債のうち臨時財政対策債は、主要一般財源として別書き

※ 交付金等は利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金の合計

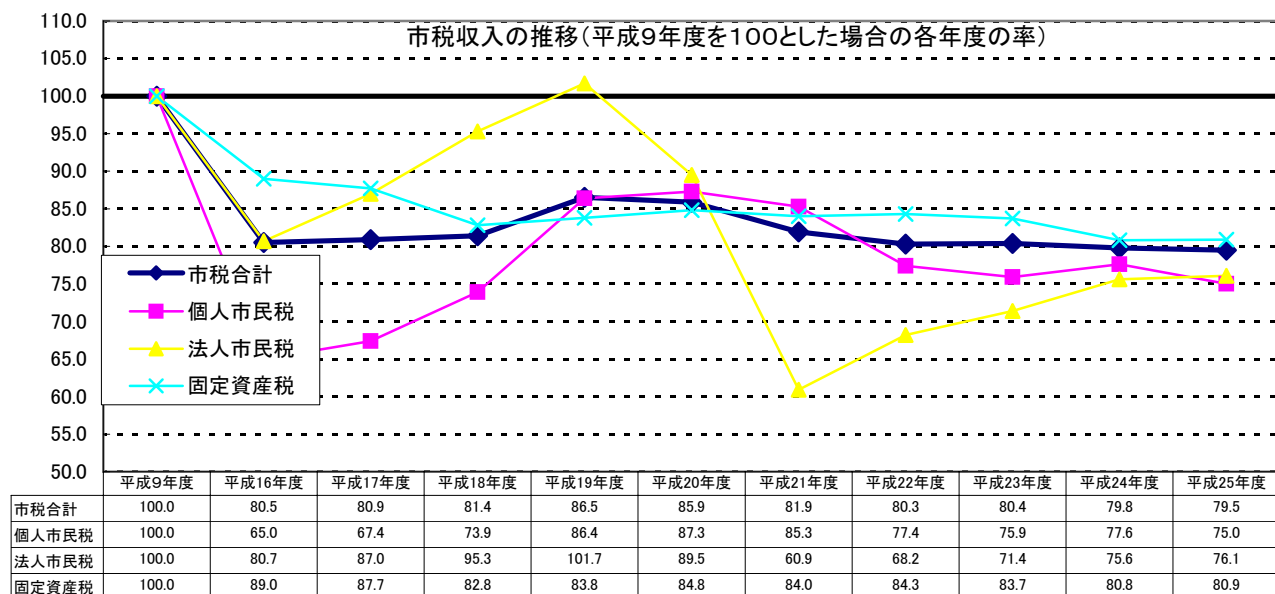
市 税：3億4,700万円の増

- ・ 雇用情勢の悪化や所得の減少などによる個人市民税の減収見込み：△5億5,600万円
- ・ 緩やかな景気持ち直し傾向による法人市民税の増収見込み：+3億5,000万円
- ・ 家屋の新增築などによる固定資産税、都市計画税の増収見込み：+4,900万円
- ・ たばこ税の増収見込み：+4億9,300万円
- ・ 収入率の状況 H22:92.5% H23:92.8% H24予算:92.7% H25予算:92.9%

(単位：百万円)

区 分	9年度 決 算	22年度 決 算	23年度 決 算	24年度		25年度 当初予算	25年度 - 24年度		25年度 - 9年度
				当初予算	最終予算		比較	最終比較	
個人市民税	29,077	22,502	22,069	22,350	22,550	21,794	556	756	7,283
法人市民税	9,048	6,173	6,457	6,540	6,840	6,890	350	50	2,158
固定資産税	38,851	32,759	32,530	31,387	31,387	31,421	34	34	7,430
その他の税	15,930	13,201	13,675	13,252	13,352	13,771	519	419	2,159
市 税 合 計	92,906	74,635	74,731	73,529	74,129	73,876	347	253	19,030

平成9年度が本市市税収入額のピーク



24年度は最終予算

- 市 債：22億3,800万円の減（臨時財政対策債含むと13億3,800万円の減）
- ・ 借 換 債 47億6,700万円（24年度当初予算 79億9,900万円）
 - ・ 退 職 手 当 債 10億円（ " 15億円）
 - ・ そ の 他 通 常 債 56億9,000万円（ " 41億9,600万円）
 - ・ 臨 時 財 政 対 策 債 100億円（ " 91億円）

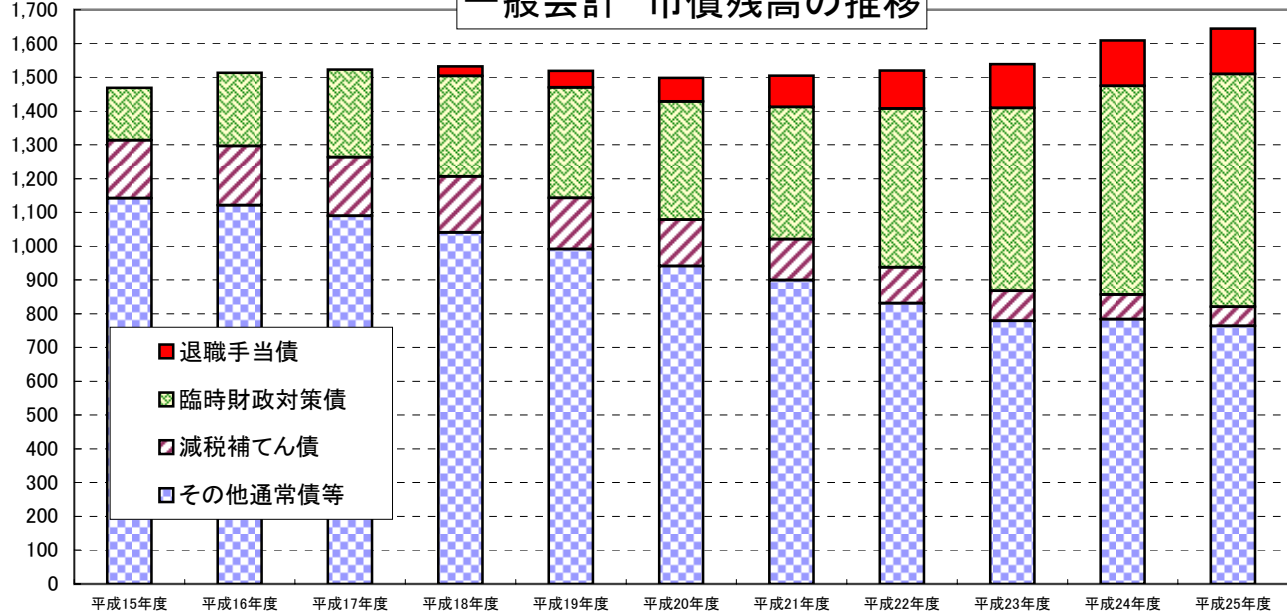
市債残高の推移（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	15年度末 残 高	22年度末 残 高	23年度末 残 高	24年度末 残高見込	25年度末 残高見込	残 高 比 較	
						対24年度	対15年度
減 税 補 て ん 債	17,120	10,557	8,947	7,316	5,684	1,632	11,436
臨 時 財 政 対 策 債	15,558	47,024	54,096	61,682	68,883	7,201	53,325
退 職 手 当 債	0	11,345	12,973	13,469	13,443	26	13,443
そ の 他 通 常 債 等	114,266	83,078	77,907	78,421	76,340	2,081	37,926
市 債 残 高 計	146,944	152,004	153,923	160,888	164,350	3,462	17,406

単位：億円

一般会計 市債残高の推移



繰入金：9億5,200万円の増

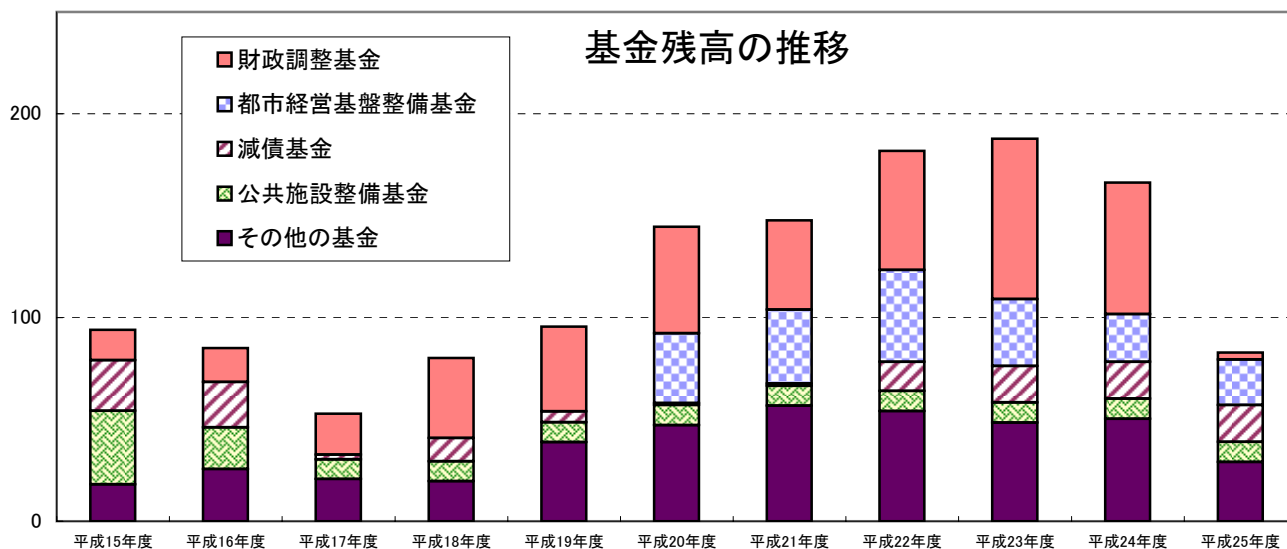
- ・ 財政調整基金繰入金 60億9,600万円（24年度当初予算 51億2,900万円）
- ・ 市営住宅整備基金繰入金 11億6,400万円（ " 5,300万円）
- ・ 都市経営基盤整備基金繰入金 1億4,400万円（ " 12億9,300万円）

基金残高の推移

（単位：百万円）

区 分	15年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	残 高 比 較	
	残 高	残 高	残 高	残高見込	残高見込	対24年度	対15年度
財 政 調 整 基 金	1,487	5,844	7,865	6,455	360	6,095	1,127
都 市 経 営 基 盤 整 備 基 金	0	4,510	3,288	2,333	2,223	110	2,223
減 債 基 金	2,496	1,444	1,798	1,803	1,803	0	693
公 共 施 設 整 備 基 金	3,608	989	990	992	992	0	2,616
そ の 他 の 基 金	1,806	5,399	4,836	5,034	2,910	2,124	1,104
基 金 残 高 計	9,397	18,186	18,777	16,617	8,288	8,329	1,109

単位：億円



市 政 マ ニ フ ェ ス ト

(平成 25 年度版)

平成 25 年 4 月

東大阪市

平成 23 年 10 月 2 日の市長選挙で野田市長が「住みたいまち」「住み続けたいまち」「人間を尊重するまち」「未来の礎築くまち」の創造に向け市民に約束した〈三つの改革・再生〉〈五つの基本政策〉を柱とする 41 の選挙公約(施策)を実現するため、これを改めて市が取り組むべき課題として位置付け整理し、第 2 期の「市政マニフェスト」として取りまとめました。

「市政マニフェスト 平成 25 年度版」には、147 項目の事業の内容と、平成 25 年度に実施する具体的な取り組みの内容を明記しています。

市政マニフェストの推進にあたっては、PDCA サイクルの進行管理手法を用い、それぞれの市政マニフェスト事業(Plan)を、計画的に実施し(Do)、定期的な検証・評価(Check)のもと、改善・見直し(Action)を行い、より効果的・効率的な事業展開につなげていきます。

市政マニフェストの成果や達成状況などを定期的に公表し、市民のご意見も伺いながら、より効果的・効率的な取り組みは積極的に追加するなど、市政マニフェストをさらに発展・進化させ、「活力ある東大阪の創造」を着実に進めていきます。

－表の見方－

項 目	内 容
公約番号	41 項目の公約(施策)に<三つの改革・再生><五つの基本政策>の順に番号を付け、記載しています。
市政マニフェスト事業の内容	41 項目の公約(施策)を実現するために、市が4年間に取り組む内容(市政マニフェスト事業)を記載しています。
平成25年度の実施予定内容	各市政マニフェスト事業の平成25年度に実施を予定している具体的な取り組み内容を記載しています。
担当部局	各市政マニフェスト事業を担当する部局名を記載しています。

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
<p><三つの改革・再生></p> <p>1. 市役所を変える ― 市民に役立つ市役所に―</p>				
<p>01 中長期財政運営の明確化</p>				
	1-1	財政規律の確保を図るため、財政運営の基本方針を策定します。	《達成済》 ・平成24年度策定	財務部 (財政課)
	1-2	公有財産の効率的・効果的な管理・運用を図るための公有財産管理システムを構築します。	・登録内容の精査	財務部 (管財室)
	1-3	新公会計制度を含めた他の方式の調査研究を継続し、財務情報に関する公表の精度向上をめざします。	・国及び他市の動向等を注視しながら、精度向上に向けた検討を継続	財務部 (財政課)
<p>02 行財政改革の更なる推進</p>				
	2-1	新集中改革プランの各項目を着実に推進します。	・新集中改革プランの進行管理 ・行財政改革の新たなメニューの追加	経営企画部 (行財政改革室)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(02) 続き	2-2	外郭団体が担っている事業を精査し必要に応じた見直しを行いながら、統廃合等を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食会の公益財団法人への移行 ・土地開発公社の解散 ・介護老人保健施設四条の家の廃止 ・中小企業振興勤労者福祉機構の公益財団法人への移行 ・駐車場整備株式会社と再開発株式会社の統廃合 ・指定管理を行っている市営住宅の一部を公募により選定 ・春宮、島之内保育所の完全民営化 	経営企画部 (行財政改革室)
	2-3	各所属での徴収業務を支援するとともに、債権管理条例、債権管理マニュアルを策定するなど、市の徴収力の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・収納確保対策行動計画実施状況調査 ・移管債権徴収事務実施(国民健康保険料等) 	未収金特別対策室
	2-4	市税の滞納解消に努めるとともに、新たな滞納の発生を抑止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・現年課税分未納者への早期督促 ・滞納処分により財産の換価 ・他の手段による収納機会、手法拡大の検討 	税務部 (納税課)
	2-5	国民健康保険料の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分の実施 ・口座振替、コンビニ収納の促進 ・未収金特別対策室に一部の債権を移管 ・徴収囑託員やコールセンターの活用 	市民生活部 (医療保険室)
	2-6	生活保護費返納金の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正受給の未然防止 ・算定誤り等による返還金発生防止 ・資力発生状況の事前確認の徹底 ・適正な債権管理の推進 	福祉部 (生活福祉室)
	2-7	母子寡婦福祉資金貸付金返還金の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・債権回収会社等への業務委託 	子どもすこやか部 (子ども家庭室) (子ども家庭課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(02) 続き	2-8	保育料未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の促進 ・児童手当からの特別徴収の実施 	子どもすこやか部 〔保育室 保育課〕
	2-9	市営住宅家賃の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・代理納付制度の実施 ・支払い催告の徹底 ・戸別訪問指導の徹底 ・建物明渡しにかかる訴訟の提起 	建築部 (住宅政策課)
	2-10	市営住宅家賃の未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・代理納付制度の実施 ・支払い催告の徹底 ・戸別訪問指導の徹底 ・建物明渡しにかかる訴訟の提起 	建築部 (住宅改良室)
	2-11	医療費等の未収金について、回収に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険未加入者の早期発見をはじめとする患者情報の早期入手 ・「高額療養費制度(限度額認定証)」「出産育児一時金直接支払制度」等の患者への利用斡旋 ・滞納者への積極的な面談及び定期的な督促・催告 	総合病院事務局 (医事課)
	2-12	奨学金返還率の向上のため、奨学金の滞納回収に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑止します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「奨学金督促マニュアル(案)」に基づき、有効な督促と、電話督促、訪問督促により新たな未収金の発生防止と回収を行う。 	学校管理部 (学事課)
	2-13	入札の競争性、公平性、透明性を高め、事業者の利便性の向上や事務の効率化のため、電子入札(一般競争入札)の浸透と拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・新電子入札システムの開発 ・電子入札の対象案件の拡大を検討 	財務部 (調度課)
	2-14	工事・物品購入にあたり市内企業・業者への優先発注(下請け発注・資材調達・市内雇用等を含む)をさらに推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者への優先発注のさらなる推進及び各部署への啓発 ・受注業者に対し、下請け等を市内業者に優先的に発注するよう依頼・要請 	財務部 (調度課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(02 続き)	2-15	上下水道の業務統合、下水道事業の地方公営企業法全部適用、庁舎の統合について総合的に検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・一部業務の統合を検討 ・同一庁舎の整備の方向性を決定 	上下水道局 (経営企画室)
03 市民の立場に立った市民対応【市民に信頼される市役所に】				
	3-1	市民対応の向上を図るため、研修等の事業を実施し、各職場での取り組みを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修事業等の実施 	行政管理部 (人材育成室)
04 職員パワーアップ人事政策の推進				
	4-1	人事政策実施プランの各項目に取り組み、人材育成、職員の能力活用の仕組みを確立します。	<ul style="list-style-type: none"> ・昇任試験(主任・総括主幹)の実施 ・ポスト公募の実施 ・人事評価の実施 	行政管理部 (人材育成室 人事課)
	4-2	民間経験者の活用が有効な業務等の検討を行い、採用を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・職種、補職、年齢、採用者数など受験資格の決定 ・採用試験の実施(平成26年4月採用職員) 	行政管理部 (人材育成室 人事課)
	4-3	女性管理職30%の目標達成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の能力と適性を十分見極めながら女性職員の積極的な登用の継続 ・主任以上の職員のうち女性職員の割合 30% ・課長職以上の職員のうち女性職員の割合 15% 	(行政管理部 人材育成室 人事課)
	4-4	第3次男女共同参画推進計画における各種審議会の女性委員の参画率の目標値40%をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会の所管課に対して、女性委員の参画について働きかけを強化 ・各種審議会の女性委員の参画率 32% 	人権文化部 (男女共同参画課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(04 続き)	4-5	職員の市内在住奨励策の実施を検討します。	・実施に際しての問題点の把握・整理 ・具体的な実施方法の検討	行政管理部 (人材育成室 人事課)
	4-6	「任期の定めのない短時間勤務制度」の早期の制度化を国に要望します。	・任期の定めのない短時間勤務制度の早期法制化を求める要望書の提出	行政管理部 (職員課)
05	公共施設の配置及び管理方法の最適化を図り、利用者サービスの向上と管理コストの削減			
	5-1	ファシリティ・マネジメントについて調査研究を進め、本市に適した推進手法を検討し、公共施設マネジメントの基本方針を定めます。	・先進都市の視察 ・庁内における啓発活動 ・検討会議の開催 ・基本方針の決定	経営企画部 (資産経営室)
	5-2	老朽化や耐震問題等の課題を抱える東地区の公共施設について適正な配置と効率的な管理運営を検討し、課題解決を図ります。	・四条の家、東診療所跡地の活用計画の策定 ・旭町庁舎、東体育館などの整備方針の決定	経営企画部 (資産経営室)
	5-3	東大阪市営住宅ストック総合活用計画に基づき市営住宅の集約建て替えを促進します。 市営住宅長寿命化計画を策定します。	・高井田住宅2棟へ移転完了した木造住宅除却工事 ・長寿命化計画の策定 ・上小阪東住宅の建替え代替地・府営新上小阪住宅跡地の購入	建築部 (住宅政策課)
	5-4	東大阪市営住宅ストック総合活用計画に基づき市営住宅の集約建て替えを促進します。 市営住宅長寿命化計画を策定します。	・北蛇草住宅建て替え事業工事着手 ・荒本住宅建て替え事業工事着手 ・長寿命化計画の策定	建築部 (住宅改良室)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
06	窓口業務の市民の利便性向上			
	6-1	行政サービスのワンストップ機能を拡充します。	・市民の利便性向上の観点から窓口業務を点検 ・公共施設の再整備・再編にあわせた窓口業務の集約化の検討	経営企画部 (行財政改革室)
	6-2	業務の委託化などにより窓口業務のサービスの向上を図ります。	・医療保険室の一部窓口業務を引き続き委託 ・委託により市民サービスの向上が期待できる業務の検討	経営企画部 (行財政改革室)
	6-3	市内に旅券(パスポート)の申請・交付窓口を設置します。	《達成済》 ・平成24年10月1日から本庁舎内にパスポート窓口を開設	市民生活部 (市民総務室)
07	東大阪新都心(長田・荒本地区)の更なる活性化促進			
	7-1	大阪府等との連携を強化し、新都心地区を整備します。	・荒本地区では府有地について新都心整備計画を反映した早期活用を実施するよう大阪府への働きかけ ・長田地区では将来的に都市計画(流通業務地区)の規制緩和を検討する区域等の事業者、地権者及び住民の意向調査を実施	建設局 (建設企画総務室)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
2. 学校を変える ー限られた財源を教育へ重点的に配分ー				
08 開かれた学校園づくり【地域と連携で学校運営】				
	8-1	学校協議会からの提言や助言を受けて、学校園の運営を改善し、その状況を公表します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校園において学校協議会を年間3回以上開催 ・学校教育自己診断やアンケート等を活用し、学校の取り組みのPDCAサイクルを充実 	学校教育推進室
	8-2	地域教育協議会の活動が、家庭教育・学校教育活動へ重点的に展開できるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域教育協議会からの実績報告から活動内容を検証 ・放課後学習や読書活動、朝のあいさつ運動、「早寝・早起き・朝ごはん」運動などの展開を支援 	社会教育部 〔青少年〕 〔スポーツ室〕
	8-3	地域活動の場として活用可能な教室を開放します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の実態にあわせて活用可能な教室の積極的な開放を促進 	教育総務部 (施設整備課)
09 未来を見据えたハイレベルの「知・徳・体」教育創造				
	9-1	児童・生徒が本物の文化芸術にふれる機会を拡充します。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁文化部、大阪府府民文化部の文化芸術体験にかかる諸事業への参加を促進 	学校教育推進室
	9-2	生徒のニーズに応じたクラブ活動の運営や専門的に指導できる人材の支援など、クラブ活動の活性化に向けての支援を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材等を有効活用し、スクールサポーターを配置 ・クラブ活動推進事業を実施 	学校教育推進室

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(09) 続き	9-3	食に関する指導の全体計画に基づいた「食育」の指導・授業を増やします。	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の時間を増加 ・栄養教諭による食に関する指導を充実 	学校教育推進室
	9-4	地産地消食材の調達、食器の更新、保護者の啓発など、子どもたちに最も身近な「食育」の教材として、学校給食を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・単独調理校で使用しているアルマイト食器をPEN食器に更新(PEN食器:2重構造で保温に優れ、安全性の高い樹脂食器) ・大阪府内において、学校給食の規格に合う農産物の生産農家を増加させる取り組みを実施 ・家庭での食育推進のため、児童・保護者を対象に学校給食メニュー料理教室を開催 	学校管理部 (学校給食課)
	9-5	児童・生徒のコミュニケーション能力を育成し、異文化に対する理解を深め、中学校における英語力の向上を図るなど、グローバルな人材育成を目的とした英語教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校園に外国語指導講師(ALT)を派遣 ・「使える英語プロジェクト」を、3中学校区において実施 	学校教育推進室
	9-6	全国(大阪府)学力・学習状況調査の平均正答率を向上させるため、学力向上対策学校支援事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 「学力向上対策学校支援事業」を「学びのトライアル事業」に再編し、以下の取組みを推進 ・非常勤嘱託を全小中学校に1名配置し、学力向上支援コーディネーターの支援を担い、組織的な学力向上の取組みを推進 ・トライアルスクール(使える英語・環境教育等)として学力向上の先進的な取組みを行う学校を支援 ・学習指導ツール等の配信を行い、学習指導の充実 ・教育フォーラムを引き続き実施 	学校教育推進室
	9-7	中学校で学校給食を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・配膳室実施設計 	学校管理部 (学校給食課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(09) 続き	9-8	小学生の熱中症予防のため、普通教室にドライミストを計画的に整備します。	・ドライミストの設置	教育総務部 (施設整備課)
10	家庭との連携で学力向上			
	10-1	「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。	・「家庭教育の手引書」に「早寝・早起き・朝ごはん」の内容を盛り込み、青少年の育成に関わる指導者、新1年生の保護者に配布 ・11月の青少年健全育成強調月間の取り組みに「早寝・早起き・朝ごはん」の内容を取り入れ実施	社会教育部 青少年 スポーツ室
11	「特別支援教育」の推進			
	11-1	障害のある子どもに対する学校園での支援を一層充実します。	・スクールヘルパーを60人配置 ・ケアアシスタントを12人配置 ・学校介助員を12人配置 ・スクールサポーターを配置	学校教育推進室
	11-2	障害のある子どもや、子どもの発達上の課題への対応のため、相談機能を充実させます。	・相談員の連携による相談体制の強化 ・市立幼稚園・小学校への派遣相談の充実と市立幼稚園・小学校との連携強化 ・来所相談の予約待ちの期間短縮	教育センター

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
12		地域ので学校規模適正化を推進		
	12-1	学校規模適正化を図るため、「学校規模適正化基本方針」の説明会を校区の保護者、地域住民に実施し、統合委員会を設立するなど、統合校の開校をめざします。	・大蓮東小学校・大蓮小学校統合委員会の運営支援 ・永和小学校・菱屋西小学校統合委員会、三ノ瀬小学校・太平寺小学校統合委員会及び太平寺中学校・俊徳中学校統合委員会設立に向けての働きかけ	学校管理部 (学事課)
3. 地域を変える ー地域の福祉・教育ネットワークを確立ー				
13		【地域が元気なまち】市民と協働でまちづくり【市民パワーの組織化】		
	13-1	地域別計画の推進を図るため、その担い手となる市民の理解を得るとともに、全庁的な協働にかかる取り組みを強化します。	・地域の市民活動団体等が企画した事業に市が委託する「地域別計画市民提案型委託事業」の制度設計と地域からの提案の準備の支援	協働のまちづくり部 (市民協働室)
	13-2	市民の自発的な意思によって組織される「(仮称)地域まちづくり協議会」の設置を促進するなど、東大阪市版地域分権を推進します。	・市民や市民活動団体等が活動内容を発表したり、対等な立場で地域のまちづくりに関する意見を交換する「まちづくり意見交換会」を各リージョンセンターで4～5回開催	協働のまちづくり部 (市民協働室)
	13-3	協働の推進を担う職員を選任し、市民との協働に向けた全庁的な体制整備を進めます。	・地域のまちづくり活動に対し知識を有する市民を雇用し、再任用職員とともに「地域サポート職員」として、地域別計画地域ごとに配置	協働のまちづくり部 (市民協働室)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
〔13〕 続き	13-4	団体の自立や組織力の強化を図るため「まちづくりコーディネーター」を育成します。	・市民活動の中核的人材を育成する「まちづくりコーディネーター」育成事業を実施	協働のまちづくり部 (市民協働室)
	13-5	花とみどりいっぱい運動を推進することにより、休耕や耕作放棄となっている農地に花の栽培を促し、市内の農空間と環境の保全を図ります。	・草花栽培による農地の荒廃防止・景観形成を推進 ・エコ米生産者等への堆肥活用による環境保全型栽培の取組み支援	経済部 (農政課)
	13-6	大阪府が指定する農空間地域において、地域住民が主体的に取り組む耕作放棄地等の解消事業(抜根・学童農園・体験農園等)を支援し、里山の景観保全を図ります。	・都市農業活性化及び農地活用事業による支援の継続	経済部 (農政課)
	13-7	地域の緑化活動の中心となる人材(緑化リーダー)を育成します。	・緑化ボランティア養成講座を開催	土木部 (公園緑化室) みどり対策課
	13-8	緑化リーダーを中心に、駅前広場や庁舎周辺といった公共施設等の緑化を進めます。	・結成したボランティアキャラバンによる公共施設等の緑化	土木部 (公園緑化室) みどり対策課
14	ボランティア活動支援強化			
	14-1	「東大阪市市民活動情報サイト(スクラムは〜と)」を活用し、市民活動の活性化と協働を促進します。	・市民活動の情報の一元化	協働のまちづくり部 (NPO・市民活動支援課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
<p><五つの基本政策></p> <p>1. 安全安心なまちづくり — 防災、防犯のまちづくりを全国に発信 —</p>				
<p>15 市内建築物の耐震化を促進</p>				
	15-1	補助制度の充実など、民間建築物の耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断員派遣制度 200戸 ・耐震改修相談員派遣事業 200戸 ・耐震診断補助制度 35戸 ・耐震設計補助制度 35戸 ・耐震改修補助制度 35戸 	<p>建築部 〔建築指導室〕 指導監察課</p>
	15-2	小・中学校の校舎について、平成27年度に耐震化事業を完了します。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強計画策定：小学校25校・中学校8校 ・耐震化工事設計：小学校17校・中学校14校 ・耐震化工事：小学校12校・中学校2校 	<p>建築部 (建築営繕室)</p>
	15-3	「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき計画的に市有建築物の耐震化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・西保健センター耐震補強その他工事 ・保育所耐震診断 ・グリーンガーデンひらおか耐震診断 	<p>建築部 (建築営繕室)</p>
<p>16 【防災・防犯のまち】地震、水害など自然災害対策の推進</p>				
	16-1	災害時などに各部局が連携協力できる危機管理体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局が連携し、不測の緊急事態・自然災害に対応するための危機管理対応マニュアルの整備 	<p>危機管理室</p>

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
〔16〕 続き	16-2	自主防災組織に対して地震、風水害、土砂災害時を想定したより実践的な訓練や講習などの取り組みを促進します。	・自主防災組織連絡会や関係団体との連携を強化し、実践的な訓練などを実施	危機管理室
	16-3	第二寝屋川以西の慢性的な浸水被害対策として既設管能力を補うため、増補管事業を推進します。	・新大蓮北・新大蓮幹線の整備	下水道部 〔下水道計画 総務室〕
	16-4	第二寝屋川以東に流域対応貯留施設を整備し、浸水被害の軽減を図ります。	・玉川小学校に校庭貯留施設を整備	土木部 (河川課)
	16-5	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域として指定された市有地6ヶ所について、土砂災害防止対策を進めます。	・日下町一丁目及び八丁目地内の市有地の崩壊防止対策工事の実施	財務部 (管財室)
	16-6	崩落危険箇所のパトロールを行うとともに、災害時の影響が大きい危険箇所の整備を事業主体である大阪府にはたらきかけます。	・崩落危険箇所のパトロールを実施	土木部 (河川課)
	16-7	防災行政無線のデジタル化の整備計画を推進します。	・防災行政無線(同報系、移動系)の整備 ・防災情報システムや災害時の作戦・指令室等を備えた危機管理センター(防災拠点)の整備	危機管理室
17	【防災・防犯のまち】消防施設、消防体制を整備し、消防力を強化			
	17-1	本市西地区の防災活動拠点である西消防署の機能を強化し、老朽化した出張所(5ヶ所)についても計画的に耐震補強又は移転・建て替えにより耐震化を図ります。	・西消防署の地質調査及び設計業務 ・老朽化した出張所(3カ所)の整備方針などの決定	消防局総務部 (総務課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(17) 続き	17-2	石切出張所を市域の北東部方面へ移転し、救急隊を増隊します。	・出張所を建設し、救急隊を増隊	消防局総務部 (総務課)
	17-3	「火薬類取締法」「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(保安3法)にかかる権限の移譲を受け、製造所、貯蔵所、販売所等の許認可業務等を実施します。	《達成済》 ・平成24年10月に権限移譲	消防局総務部 (総務課)
	17-4	消防局の震災対策について見直しを行い、震災対策計画に基づいた消防車両、資機材の整備を進めます。	・震災計画の見直し ・消防車両等の資機材を整備	消防局総務部 (総務課)
18 【防災・防犯のまち】災害時要援護者の支援体制整備を推進				
	18-1	避難所での要援護者に対する食料品、生活必需品、医療品などの物資を計画的に整備します。	・避難所での要援護者が必要とする物資の購入 ・避難所運営マニュアルの改訂	危機管理室
	18-2	大規模災害発生時に備え、災害時要援護者に関する情報管理をシステム化します。	・地域の支援者へシステムによる地図情報の提供 ・関係機関への情報提供	福祉部 (福祉企画課)
19 【防災・防犯のまち】街頭犯罪の発生を抑制				
	19-1	自治会が設置する防犯灯に対し、設置費用の一部を助成します。	・防犯灯1灯につき設置費用の2/3を助成 【1灯の上限額】LED防犯灯:25,000円 それ以外の防犯灯:12,000円	協働のまちづくり部 (地域コミュニティ支援室)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約番号	事業番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
〔19〕 続き	19-2	自治会が設置する防犯カメラに対し、設置費用の一部を助成します。	・防犯カメラ1台につき設置費用の2/3を助成【1台の上限額】200,000円	協働のまちづくり部 〔地域コミュニティ支援室〕
	19-3	ひったくりなどの街頭犯罪防止に関する予防対策を強化します。	・街頭キャンペーンなどの実施	協働のまちづくり部 〔地域コミュニティ支援室〕
	19-4	子どもたちの登下校時と学校園内の安全を確保します。	・愛ガード運動によって、子どもの登下校時の見守り活動や校区の見回り活動を推進 ・小学校配置の警備員による、学校の警備と校区内の子どもの安全パトロールを実施 ・子ども安全連絡網事業(ひがしおおさかスマイルネット)で、学校園の情報を保護者の携帯電話やパソコンに提供	学校教育推進室
2. 暮らしやすいまちづくり — 商店街が賑わう、元気はつらつ便利なまちづくり—				
20	【安心して子育てできるまち】子どもや家庭の状況に応じた子育て支援			
	20-1	国の「子ども・子育て新システム」に速やかに対応するとともに、保育所待機児童の解消に向けた取り組みを進めます。	・子ども・子育て支援事業計画策定のため関係部局と連携し、ニーズ調査を実施	子どもすこやか部 〔子ども家庭室〕 〔子ども家庭課〕 〔保育室〕 〔保育課〕
	20-2	国の「子ども・子育て新システム」の動向を注視し、市内の連携強化を図りながら、子育て支援にかかる幼稚園施策を実施します。	・子ども・子育て支援事業計画策定のため関係部局と連携し、ニーズ調査を実施	学校管理部 (学事課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約番号	事業番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(20 続き)	20-3	楠根リージョンセンターに子育て支援センターを設置します。	・平成25年度中に開設	子どもすこやか部 (子ども家庭室 子育て支援課)
	20-4	公立保育所・子育て支援センターを中心とした地域の子育てネットワークを拡充します。	・地域連携会議の拡充 ・保育ボランティアや子育て支援員等の養成講座を実施 ・子育て情報メール利用者の拡充	子どもすこやか部 (子ども家庭室 子育て支援課)
	20-5	若年者向け期限付き入居の募集枠を確保します。	・建て替え済団地(2DK以上)の空き家募集時に、期限付き入居枠を30%以上確保	建築部 (住宅政策課)
21	ラグビーワールドカップ2019試合会場を聖地「花園」に誘致			
	21-1	ラグビーワールドカップ2019の試合会場を聖地「花園」に誘致します。	・誘致啓発イベントの実施 ・署名活動の実施	ラグビーワールド カップ誘致室
22	【地域が元気なまち】商店街の賑わいづくりを支援			
	22-1	商業集積地における地域商業振興の担い手づくりと、商業者自らが施策メニューを利用できる体制づくりを支援し、地域の資源や人材を活かした地域に密着した商店街づくりを進めます。	・にぎわいづくり事業補助を実施 ・地域等連携事業補助を実施 ・商業集積地魅力アップ事業補助を実施 ・地域力強化事業補助を実施	経済部 (商業課)
	22-2	商店街が自ら空き店舗を活用して取り組む、チャレンジショップや商店街の魅力を高めるための店舗開設等を支援します。	・空き店舗活用促進事業補助金の活用促進	経済部 (商業課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
23	「東大阪市の魅力」を市内外に発信(「住みたいまち・住み続けたいまち 東大阪市」をアピール)			
	23-1	本市の自然や歴史、文化、産業などの資源を有効に利用した魅力アピールの進め方と「魅力あるまち東大阪」を発信する仕組みをつくります。	・本市の魅力アピールの方策を研究し、方針を決定	経営企画部 (企画室)
	23-2	児童・生徒がのびのびと屋外で遊べる環境づくりとして、学校施設(プール・体育施設等)を開放します。	・プール開放事業を、夏期休業中に20回実施 ・小学校の体育施設等を「子ども自由開放日」と「一般団体開放日」として開放 ・中学校の体育施設を子どもの遊び場及び地域スポーツの場として開放	社会教育部 (青少年 スポーツ室)
	23-3	東大阪観光協会等の関係団体と連携し、本市の新たな観光資源の発掘やPRに取り組むとともに、「東大阪物産観光まちづくりセンター」等を活用し積極的に市の魅力情報を発信します。	・観光パンフレットやハイキングマップの作成 ・本市に関する特色ある商品並びに市内商業集積地域のまち情報、観光資源情報等を収集・発信	経済部 (商業課)
24	図書館の開館時間延長、祝休日の開館日を増やす			
	24-1	花園図書館、永和図書館、旭町図書館で平日の開館を9時から21時まで、土日祝日は9時から17時まで開館時間を延長するとともに開館日を増やします。	・旭町図書館については、引き続き実施に向けて検討 (※花園図書館では平成24年2月から、永和図書館では平成24年12月から実施)	社会教育部 (図書館総務室)
25	公共交通等を活用した高齢者など交通弱者の移動手段について調査検討			
	25-1	公共交通事業者と共に利便性の向上等による利用促進策について調査・検討し、市民の移動手段の確保・充実に努めます。	・公共交通事業者との調査・検討会議を開催 ・路線情報や利用促進イベントの広報	土木部 (交通対策室)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
26		【地域が元気なまち】 おおさか東線JR長瀬・新加美駅間の新駅設置を早期実現		
	26-1	関係者(西日本旅客鉄道株式会社、大阪外環状鉄道株式会社、大阪府、大阪市、東大阪市)の連携を強化し、新駅設置の早期実現をめざします。	・新駅設置にかかる鉄道事業法等の手続き ・新駅設置にかかる事業用地及び建物の補償調査	都市整備部 (都市づくり課) 〔連続立体 交差推進室〕
27		モノレール南伸を推進		
	27-1	モノレールの早期南伸について、関係機関に強くはたらきかけるとともに、大阪府及び沿線市とともに調査・研究を実施します。	・大阪中央環状モノレール建設促進会議総会の開催及び大阪府に対する要望活動を実施 ・モノレール既設区間等におけるまちづくりの視察と意見交換会を実施 ・大阪府と協議	経営企画部 (企画室)
3. 人に優しいまちづくり ー子ども、高齢者、障害のある人を支える地域づくり(福祉はまちづくり)ー				
28		【地域が元気なまち】 高齢者や障害のある人を地域で支え合い		
	28-1	地域包括支援センターの機能強化・充実を図ります。	・地域ケアの中核機関として相談支援体制のより一層の強化 ・地域団体や関係機関の連携を強化するためにネットワーク会議を開催	福祉部 (高齢介護室) 〔高齢介護課〕
	28-2	高齢者を支える・高齢者が支える「地域支え合い体制づくり」を推進します。	・老人センターを拠点とした人材育成、活動の促進、ボランティアグループのネットワークづくり	福祉部 (高齢介護室) 〔高齢介護課〕

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
〔28〕 続き	28-3	商店街とその周辺で活動するまちづくり団体が共同実施する「まちづくり活動(高齢者または障害者支援に関わる活動)」を公募により実施し、高齢者や障害のある人に優しい商店街づくりを進めます。	・高齢者や障害のある人に優しい商店街づくり事業の実施	経済部 (商業課)
	28-4	商店街における案内や買い物支援を行うコンシェルジュの配置事業を実施し、高齢者や障害のある人に優しい商店街づくりを進めます。	・高齢者や障害のある人のための商店街コンシェルジュを配置	経済部 (商業課)
	28-5	平成25年に施行の障害者総合支援法に基づき、必要なサービス量の確保を行い、障害のある人の自立を支援します。	・障害福祉計画に基づく事業の進行管理	福祉部 (障害者支援室)
	28-6	障害のある子どもに対し、成長段階に応じたきめ細かな支援を進めます。	・通所支援サービスの拡充 ・相談支援サービスの拡充 ・発達支援ネットワークによる関係機関の連携強化	子どもすこやか部 〔子ども家庭室〕 子育て支援課 子ども見守り課
	28-7	障害者(児)のライフステージに応じた専門的な支援サービスを提供する新障害児者支援拠点施設を整備します。	・実施設計	福祉部 (障害者支援室) 子どもすこやか部 〔子ども家庭室〕 こども家庭課
	28-8	体が不自由でごみ出しが困難な高齢者または障害のある人の在宅生活を支援するため、個別訪問による家庭ごみの収集を実施します。	・ふれあい収集の実施	環境部 (環境事業課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
29		バリアフリーのまちづくり		
	29-1	玉串川跡地に遊歩道を整備します。(総延長=1,970m)	・土地境界の明示確定	土木部 (道路整備課)
	29-2	歩道端部の段差を解消し、バリアフリー化を推進します。	・歩道端部の段差解消	土木部 (道路整備課)
	29-3	JR徳庵駅の東側連絡通路にエレベーターを設置します。	・補償を必要とする建物の調査等	土木部 (道路整備課)
	29-4	高齢者や重度身体障害者(児)が地域で安心して生活できるよう、住宅改造に必要な経費の一部を助成します。	・65歳以上の高齢者への住宅改造助成の実施 ・重度身体障害者(児)(1級・2級)への住宅改造助成の実施	福祉部 (障害者支援室)
	29-5	近鉄奈良線の上り線について、平成25年度末の高架化をめざします。	・上り線高架化に向けた関係機関との協議	都市整備部 〔連続立体 交差推進室〕
	29-6	関係機関や市民協働による「自転車マナーデー」等の啓発活動を実施し、交通ルールの遵守とマナーの向上を図ります。	・交通安全教室、街頭キャンペーンの実施 ・中学生向けの交通安全教室に「スケアード・ストレート方式」を導入(スケアード・ストレート方式:スタントマンによる交通事故疑似体験) ・自転車マナー向上等啓発活動の実施	土木部 (交通対策室)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
30		人間を尊重し、子どもをいじめ・虐待から守る総合施策を推進		
	30-1	高齢者虐待防止ネットワークの構築を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発リーフレットの作成 ・研修会の開催 ・認知症サポーター養成講座の開催 	福祉部 〔高齢介護室〕 高齢介護課
	30-2	ドメスティック・バイオレンス(DV)防止啓発のための事業を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動のつどい」を開催 ・男性向け相談の実施 ・出前講座の実施 	人権文化部 (男女共同参画課)
	30-3	民間シェルター等を支援し、DV防止啓発物品を作成するなど、DV被害者支援対策を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルター等支援事業の実施 ・DV対策連絡会議(全体・地域)の実施 ・DVカードの設置場所の拡充 	人権文化部 (男女共同参画課)
	30-4	DV被害防止対策を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子自立支援員のスキルアップ ・関係機関との連携強化 	子どもすこやか部 〔子ども家庭室〕 子ども家庭課
	30-5	地域住民や関係機関との連携を図り、相談支援、人材養成、普及啓発、自死遺族支援等の自殺対策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談会の実施 ・自殺危機初期介入ゲートキーパーの養成 ・講演会や自殺予防週間・自殺対策強化月間等での啓発活動の実施 ・自死遺族わかちあいの会の運営を支援 	健康部 (健康づくり課)
	30-6	多重債務者相談を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士や司法書士による「多重債務(借金問題)無料法律相談」を月2回実施 	市民生活部 〔消費生活〕 センター

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
〔30 続き〕	30-7	児童虐待を防止するための対策を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制、関係機関の連携強化 ・親子支援プログラム等予防施策の拡充 	子どもすこやか部 〔子ども家庭室〕 子ども見守り課
	30-8	児童虐待防止、いじめ防止のため、学校園での早期発見、早期対応への対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市要保護児童対策地域協議会に参加し、学校園・関係機関と連携を強化 ・いじめの状況調査を市立全小・中・高等学校で2ヶ月に1回実施し、実態状況を把握・分析 ・個別事象の対応について、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・弁護士等の専門家を活用し、学校園を支援 ・学校園での教育相談体制の充実 	学校教育推進室
	30-9	児童虐待防止、いじめ防止のため、教職員への研修を進め、相談機能を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員対象の児童虐待・いじめ防止関連の研修を充実 ・市立幼稚園・小学校にいじめ等防止対策支援アドバイザーを派遣 ・子ども専用電話相談「いじめ・悩み110番」を継続して実施 	教育センター
	30-10	児童虐待防止、いじめ防止のため、児童・生徒・教職員・保護者へ啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区で教職員合同研修を実施(うち1回は、保護者や地域の方も対象) ・小・中学校で児童・生徒対象の啓発研修を順次実施 ・いじめ防止に向けた啓発ポスター・リーフレット等を、子ども・保護者に配布、各学校園の取り組みに活用、市民等に発信 	人権教育室

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
4. 健康に生活できるまちづくり —「健康トライ21」で予防重視型社会をめざす—				
31	市民や市民グループの自主的な健康づくりを促進			
	31-1	市民グループや関係団体等と連携し、がん検診受診率の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診推進事業(子宮・乳・大腸)の実施 ・がん検診の必要性など啓発活動を実施 ・がん検診の要精検者への受診促進 	健康部 (健康づくり課)
	31-2	高齢者の健康づくりや介護予防に関する取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の開催 ・介護予防ボランティアの育成と活動支援 ・介護予防活動グループのネットワーク化 ・二次予防事業の実施 	福祉部 (高齢介護室) 高齢介護課
	31-3	食育イベントの開催や食育推進ネットワーク会議への参画団体を増やし、「食育」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進ネットワーク会議の実施 ・食育イベントの実施 	健康部 (健康づくり課)
32	【安心して子育てできるまち】安心して子どもを産み、育てられるまちづくり			
	32-1	妊婦健診制度の周知徹底や妊婦健診未受診者(3回以下)の個別支援等により、妊婦健診未受診者ゼロをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の継続 	健康部 (健康づくり課)
	32-2	関係機関との連携を図り、全日・夜間の小児救急医療体制を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・中河内医療圏小児初期救急広域運営事業の実施 ・小児救急医療支援事業の実施 	健康部 (地域健康企画課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(32 続き)	32-3	こども医療費助成制度の通院分を小学校卒業まで拡充します。	・年齢拡充について府内市町村の動向を見極め 検討	市民生活部 (医療助成課)
33	市立総合病院と救命救急センターとの連携強化により、地域医療の中核病院として確立			
	33-1	救命救急センターとの救急医療の連携体制を充実します。	・医師の採用活動 ・外科系救急外来の開設準備 ・合同災害訓練の実施 ・その他訓練、講習会の実施	総合病院事務局 (総務課)
34	文化芸術振興条例、文化政策ビジョンに基づく総合的な文化施策の推進			
	34-1	市民会館・永和図書館の建て替えに着手します。	・整備方針の決定	経営企画部 (資産経営室)
	34-2	「司馬遼太郎記念館」と周辺の地域資源を活用した「文化のまち」を市内外にアピールします。	・司馬遼太郎記念館等を活用し、「文化のまち」 を市内外にアピールする事業を実施	人権文化部 (文化国際課)
35	全国高等学校ラグビーフットボール大会を全面支援			
	35-1	関係団体と連携し、全国高等学校ラグビーフットボール大会を支援します。	・全国からの来場者に対する歓迎の充実 ・大会支援及び「ラグビーのまち東大阪」のPRの 強化	ラグビーワールド カップ誘致室

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
36		市民との協働による環境啓発活動を推進		
	36-1	市民、事業者、民間団体等と協働し、ごみのない良好な環境を次世代に引き継ぐため、「(仮称)ごみのないきれいなまちをつくる条例」を制定します。	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案の作成 ・市民意見の募集(パブリックコメントの実施など) 	環境部 (美化推進課)
	36-2	市民の環境意識の向上を図るため、学校園・市民等に対する啓発を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び市民団体等に対する環境教育出前講座の拡充 	環境部 (循環社会推進課)
	36-3	東大阪市地球温暖化対策実行計画(EACH20XX)に沿って、学校園の環境教育活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・出前授業等の情報提供 ・豊かな環境創造基金を活用して、環境教育に先進的に取り組む学校園を支援し、その成果を市立学校園に広く普及 	学校教育推進室
	36-4	東大阪市地球温暖化対策実行計画(EACH20XX)に沿って、学校園光熱水費の削減に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園に省エネルギーに繋がる取組みを啓発 ・漏水なくし隊による漏水点検を実施 	建築部 (建築営繕室) 教育総務部 (施設整備課)
	36-5	ごみの減量化のため、全市域で取り組まれているプラスチック製容器包装とペットボトルの分別収集を定着させ、地域の集団回収の取り組みへの支援を充実させるとともに、新たな分別システムの拡充を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集の定着化を図るための啓発活動 ・集団回収への支援実施 ・拠点回収システムの拡充 	環境部 (循環社会推進課)
	36-6	家庭や事業所からの温室効果ガス排出を削減するため、環境家計簿事業のさらなる普及啓発に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会や啓発イベントの実施 	環境部 (環境企画課)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
37		【ごみのないきれいなまち】都市公園を「やすらぎ交流の場」として整備【公園愛護会の活動を支援】		
	37-1	公園愛護会を積極的に支援し、市民の公園利用を促進します。	・公園の利活用の推進を図るため、公園愛護会への各種支援を実施 ・アンケート調査の実施	土木部 〔公園緑化室 公園管理課〕
	37-2	住民ニーズを踏まえ、都市計画公園再整備基本計画を策定し、計画的に再整備を進めます。	都市計画公園再整備基本計画の内容を包括した長寿命化計画の策定	土木部 〔公園緑化室 公園整備課〕
38		公共施設の省エネルギー・リサイクルを推進(LED化、高度処理水の活用など)		
	38-1	東大阪市地球温暖化対策実行計画(EACH20XX)の各項目を着実に推進します。	・東大阪市地球温暖化対策実行計画(EACH20XX II)の進行管理	環境部 (環境企画課)
	38-2	環境やトータルコストを考慮して、LED器具のほか、空調機器、受電設備などの省エネルギー機器を採用して公共施設の省エネルギー化を推進します。	・照明器具のLED化など	建築部 (建築営繕室)
	38-3	水資源のリサイクルを推進するため、打ち水活動、樹木への水まきといった高度処理水の活用についてPR活動を実施します。	・市ウェブサイトへの掲載 ・出前講座での啓発活動	下水道部 〔下水道計画 総務室〕

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
5. 中小企業が元気なまちづくり —メイドイン・ジャパンを超える東大阪ブランドづくりを支援—				
39		【地域が元気なまち】工業集積の維持・継承の総合的な施策を展開		
	39-1	中小企業が元気なまちづくりを進めるため、「(仮称)中小企業振興条例」を制定します。	<<達成済>> ・平成25年3月条例制定	経済部 (経済総務課)
	39-2	住環境と工場の操業環境の共生を図るため、「(仮称)住工共生のまちづくり条例」を制定します。	<<達成済>> ・平成25年3月条例制定 ・市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策の実施 ・住工混在の緩やかな解消に資する施策の実施 ・モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策の実施	経済部 (モノづくり支援室)
	39-3	知的財産の活用を推進し、市内企業がつくり出す製品の高付加価値化を促します。	・特許取得支援事業の実施 ・知的財産に関するセミナーの開催	経済部 (モノづくり支援室)
	39-4	市内企業がつくり出す製品の高付加価値化を更に高めるとともに、「モノづくりのまち東大阪」で生み出されるデザイン製品を、世界に向けて発信します。	・デザインセミナーの実施 ・デザインプロジェクト製品発表会の実施 ・海外へのデザイン製品プロモーションの実施	経済部 (モノづくり支援室)
	39-5	市内企業がつくり出す最終製品を「東大阪ブランド製品」として認定し、国内外へ向け効果的、総合的に情報発信するとともに、「モノづくりのまち東大阪」の企業の優位性や「東大阪ブランド製品」が広く認知されるような取り組みを進めます。	・都市ブランド構築に向けた情報発信の高度化 ・新規認定企業の発掘 ・製品高付加価値化事業の実施 ・「東大阪ブランドシンボルマーク」の海外商標登録	経済部 (モノづくり支援室)

市政マニフェスト(平成25年度版)

公約 番号	事業 番号	市政マニフェスト事業の内容	平成25年度の実施予定内容	担当部局
(39 続き)	39-6	ものづくりに対する興味を抱いてもらうため、子どもの頃からものづくりに触れることのできる機会を提供します。	・東大阪市少年少女発明クラブの活動支援 ・モノづくり教育支援事業を小学校で実施	経済部 (モノづくり支援室)
40	【地域が元気なまち】市内製造業が取り組む最先端・成長分野の技術開発を支援			
	40-1	産業技術支援センターの計画的な機器整備を進めます。	・デジタルマイクロスコープ、X線回析装置の2機器を更新	経済部 (モノづくり支援室)
	40-2	クリエイション・コア東大阪が「ものづくり支援拠点」として一層活用されるよう、連携強化と機能充実を図ります。	・大阪府など関係支援機関との情報交換 ・クリエイターズプラザの各種催しの広報と集客支援	経済部 (モノづくり支援室)
41	若年者などの就職、常用雇用を支援			
	41-1	若者が働くことに魅力を感じ、市内企業の担い手となれるよう、若年者の就職、常用雇用を支援します。	・モノづくり人材育成塾の開催 ・「東大阪スタイル」の発行 ・就職面接会の開催 ・若年者等トライアル雇用事業の実施	経済部 (労働雇用政策室)
	41-2	ニート、ひきこもり状態の若者の職業的な自立に向け、きめ細やかに支援します。	・地域若者サポートステーションによる出張相談や仕事体験等の実施	経済部 (労働雇用政策室)